

平成31年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第1日目）

平成31年3月7日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第6 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 第8 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
- 第9 議案第19号 財産の処分について
- 第10 議案第1号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）について
- 第11 議案第2号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第3号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第4号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第5号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第6号 平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第16 平成31年度予算案の提案にあたって
- 第17 議案第13号 町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第15号 訓子府町まちづくり町民参加条例の制定について
- 第19 議案第16号 訓子府町まちづくり推進会議条例の制定について
- 第20 議案第7号 平成31年度訓子府町一般会計予算について
- 第21 議案第8号 平成31年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第22 議案第9号 平成31年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第23 議案第10号 平成31年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第24 議案第11号 平成31年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第25 議案第12号 平成31年度訓子府町水道事業会計予算について

○出席議員（9名）

1番	余湖龍三君	3番	西森信夫君
4番	堤三樹磨君	5番	西山由美子君
6番	上原豊茂君	7番	工藤弘喜君
8番	須河徹君	9番	河端芳惠君
10番	山田日出夫君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	元谷隆人君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	渡辺克人君
上下水道課長	原口周司君
会計管理者	山内啓伸君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八 鍬 光 邦 君
議会事務局係長	中 村 隆 広 君

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成31年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○副議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告いたします。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

本定例会に町長から提出されています案件につきましては、議案が25件であります。その他、議長からの報告が3件であります。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、須河徹君、9番、河端芳恵君、10番、山田日出夫君、1番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎黙とう・追悼演説

○議長（上原豊茂君） ここで、2月12日に死去されました故川村進議員のご冥福を祈り黙とうを捧げますので、皆さまご起立お願いいたします。

それでは黙とうを始めます。

（20秒間の黙とう）

○議長（上原豊茂君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

引き続きまして、追悼演説を行います。

同僚議員の代表といたしまして、総務文教常任委員長、西森信夫君が行います。

西森信夫君よろしく願います。

○3番（西森信夫君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、故川村進議員に対して、この場を借りて、追悼演説をさせていただきます。

本日ここに、平成31年第1回定例会が開催されるにあたり、議員各位のお許しをいただきまして、故川村進議員の在りし日を偲び、また、議会人として、町政の進展に尽くされたご功績を称え、町議会を代表しまして、謹んで追悼の言葉を申し述べたいと思います。

去る2月12日の午後4時頃、議会事務局に川村議員の姪御さんから、川村議員が逝去されたとの電話連絡が入りました。

川村議員は、皆さんもご承知のとおり、数年前から「北見赤十字病院」に肺がんの治療のため通院をしておりましたが、それでも、なかなかタバコも止めないで咳き込みながらも、それなりに元気に議員活動をしておりました。

肺がん自体の進行は落ち着いていたようですが、昨年あたりから、足腰の痛みや腕・肩の痛みを訴えるようになり、また薬の副作用のせいか食欲もなく偏食となり、痩せて歩行する力も弱々しくなってきました。

川村議員の話では、北見日赤病院では、緩和ケアということで、治療行為は、ほとんどなかったようで、60kgを切った体重の減少を随分心配しておりました。

そこで、1日3食きちんと食事をとるため、とりあえず1か月ほど入院し、体重を増やして体力をつけて、元気になって戻ってくることを目的に、今年、1月7日にお姉さんの住む、中湧別にある曾我病院に入院しておりました。

私がお見舞いに行ったのは1月中過ぎでしたが、「北見の病院に戻らないとだめだ」とか、「確定申告をするから1月28日に外出する」とか、「今年の統一地方選で、無投票になるのであれば自分も立候補する」とか、川村議員らしい口調で話をしておりましたが、ベッドから起き上がることもなく、横になったままの姿に、随分弱った印象を持って帰ってきました。

1月後半頃からインフルエンザの流行により、病院からの外出もできなくなり、また、外部からのお見舞いもできない状態となっていたようですが、そのうち、同室の隣のベッドの患者さんがインフルエンザにかかり、川村議員も2月10日の夜から発熱し、インフルエンザに感染してしまいました。

それでも翌日の11日の朝には、落ち着き何でもないということで、12日には、川村議員の姉と姪御さんが、川村議員が心配していた確定申告のため、訓子府町の役場に来庁され、川村議員に代わり、確定申告をして帰りました。

この時の議会事務局との話では、ここ数日では病院でインフルエンザが蔓延しているため、親族であっても面会できない状態が続いており、会えていないが、病気が病気であるけれどもそれなりに元気であるという話を聞いて、安心していただけたところでした。

その数時間後、姉と姪御さんが中湧別の自宅に戻ると同時に、病院から川村議員の容体が急変したとの連絡が入り、姉と姪御さんが病院に駆け付けましたが、午後3時過ぎに帰

らぬ人となったとのことであります。

姪御さんから、議会事務局に「駄目でした」と電話で連絡があったと聞いたときは、何を言っているのかわかりませんでした。

先ほど、議会事務局に寄って話をし、大丈夫だと聞いてきたのばかりなのに、あまりにも突然のことで、あの川村議員の、あまりにもあっけない訃報の連絡に、衝撃と驚きで、我が耳を疑わざるを得なかったのであります。

本当に悲しく残念でなりません。ご遺族の皆さまのご心中を拝察申し上げ、衷心より哀悼の意を捧げるものであります。

川村議員の詳しい生い立ちは分かりませんが、昭和14年5月8日に、川村正義・ハナ様の長男として、空知郡美唄町で生まれ、訓子府町末広町で育っております。

昭和34年に北見柏陽高校を卒業し、昭和53年から4年間、朝日生命で勤務しております。

その後、昭和57年12月から、平成3年7月まで、町内元町で本因坊という喫茶店を開いておりました。

川村議員は、喫茶店の名前にあるように、囲碁の趣味を持っており、その腕前は、数々の大会で優勝するほど、趣味の域を超え大変な実力の持ち主であると聞いておりました。

議員としては、平成15年4月の訓子府町議会議員選挙に立候補するも落選。その後、平成19年の選挙で初当選を果たし、平成23年の選挙で落選。平成27年の選挙で2期目の当選を果たして現在に至っております。

議会内においては、初当選後の平成19年5月に、産業建設常任委員会副委員長、衛生施設組合議員、平成21年5月から、総務文教常任委員会副委員長の職に就かれるなど、2期8年に渡り、訓子府町の発展に尽くされました。

川村議員は、建設業に従事していた時期もあるようで、公共工事の発注に関わる低コスト化の問題や、また特に、建設労働者を含めた低所得者に対する手厚い施策の充実を訴える一般質問等が多かったように思います。

また、川村議員の記憶力は本当に抜群でありました。ただ、思い込みや思い違い、耳が不自由なこともあり、うまく伝わらないことで勘違いし、大きな声で怒り出したり、震えるほど興奮することもありました。

また、議場内での不適切な言動も多々あり、訓子府町議会初の懲罰動議が出され、出席停止の処分を科せられたこともありました。

川村議員には、我々議員も、また町職員も、何かにつけ大きな声でお叱りを受けることも度々でしたが、議員研修会後の懇親会では、講師の先生に食べさせたいと果物を、草刈等のボランティアの際には自分が参加できないからと飲み物を、夏の暑いときには議会事務局にアイスを差し入れてくれたり、また、クリスマスには、アップルパイをプレゼントしてくれたり、人間味ある優しい一面もありました。

また、がん治療の合間、調子が良く快方に向かったとのことで、「お前には世話になっているから焼肉を御馳走させてくれ」と言われ、2人で焼肉に行ったこともありました。本当に昨日のこのように思い出されます。

私は、今こうして演壇に立ち、在りし日の川村議員を偲ぶとき、私の胸中に去来する思いは、数限りなく尽きないのでありますが、任期満了間近で、3月の定例会を残して旅立

つことになった川村議員は、さぞかし無念であったことと思います。

ここに、在りし日の川村議員の面影を偲び、生前のご功績を称えるとともに、私たち議員一同は、川村議員の遺志を守り、訓子府町の発展と住民福祉の向上のため努力を続けることを固くお誓いし、謹んで追悼の言葉といたします。

平成31年3月7日、訓子府町議会議員西森信夫。

○議長（上原豊茂君） 以上をもちまして、追悼演説を終了いたします。

ここで、川村進さんのご遺族の方、退席されますので、今しばらくお待ちください。

大変、ご苦労さまでした。ありがとうございます。

◎行政報告

○議長（上原豊茂君） 続きまして、日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げます。

まずは西森議員から追悼の演説がございましたけれども、2月12日、私も弔問にお参りをさせていただきましてけれども、ご葬儀は全員協議会がございまして、参加することができませんでした。あらためて川村進議員の訃報に対し、心からお悔やみを申し上げるものでございます。ご家族にも申し上げましたとおり、私どもにとりましては、本定例会は任期最後の定例会でございます。前日私は川村議員を見舞する予定でございましたけれども、その時には最後の一般質問を私は真摯に受け止めて、川村議員と論争になることを楽しみにしているということをお伝えしようと思っておりましたけれども、その声も届かず大変残念に思えてなりませんでした。

それでは、本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例町議会にあたり、提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

最初に、平成30年度各会計の補正予算であります。そのほとんどが年度末における整理予算でございます。後年度に実施が見込まれる大型事業や地方債借入に伴う将来負担などに備えての基金積立なども含めて提案させていただいております。

また、新たに1件、店舗出店がございましたので、訓子府町店舗出店等支援事業補助金の追加、スクールバスの経年劣化に伴う車両修繕費の追加、訓子府小学校スクールバンドが全日本リコーダコンテストに出場することに伴う関連経費なども提案させていただいております。

その内容につきましては、後ほど副町長および担当課長から説明させていただきます。

次に、平成31年度の各会計予算についてですが、一般会計予算をはじめ、四つの特別会計および水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

平成31年度は、統一地方選挙の年であり、骨格予算となっておりますが、継続事業をはじめ、年度当初から取り組まなければ、町民生活等に影響を及ぼすもの、業務執行に支

障が生じるものにつきましては、計上させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、条例の改正または新規制定についてであります。

旅費の日当の額の引き上げなどに伴い、町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を。

中小企業者等が生産性向上特別措置法に従って取得した先端設備等の固定資産税の特例措置について、課税標準となるべき価格に乗じる割合を改正するため、町税条例の一部を改正する条例を。

町民主体のまちづくりの実現に向けて、訓子府町まちづくり町民参加条例と訓子府町まちづくり推進会議条例の制定。

介護保険法等の改正に伴い、訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を。

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、訓子府町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定。

以上、6本の条例案を提案させていただいております。

次に、町有林生産素材販売に伴う財産処分の議決を求めることを。

次に、計画本文の一部を変更するため、訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

次に専決処分についてであります。

1月9日と1月23日に、それぞれ一般会計補正予算について専決処分を、1月23日に、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について専決処分を行いましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

次に、人事案件でございます。

固定資産評価審査委員会委員1名が、本年4月27日に任期満了を迎え、オホーツク町村公平委員会委員1名が本年3月31日に任期満了となるため、それぞれ選任の同意を求めるものでございます。

以上、議案25件の詳細につきましては、人事案件を除き、副町長または各担当課長等から説明をさせますので、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第1回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

このたび、民生費指定寄付金がありましたので、ご報告申し上げます。

今年1月17日に故久島力雄様の奥様であります久島和子様から「生前、主人が訓子府町に大変お世話になりましたので、町の福祉に役立てていただきたい」と200万円のご寄付をいただきました。

久島力雄様におかれましては、生前、訓子府町商工会長等を歴任され、街並み整備等にもご尽力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

また、ご寄付を賜りました久島和子様のご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に、補正予算として提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、総務費指定寄付金についてのご報告をいたします。

この3月4日、北見市の株式会社中神土木設計事務所様から、会社創立50年を記念して、防災資機材整備など本町の防災対策に役立てていただきたいと、100万円のご寄付がございました。

同社のご厚意に心から感謝申し上げ、寄付金につきましては、地域活性化基金に積み立て、今後、町の防災力向上に向けて、有効に活用させていただきます。

なお、本定例町議会に関連補正予算を追加提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、スポーツセンター開館に対する高額品の寄贈についてのご報告でございます。

このたび、開館する訓子府町スポーツセンターに対して、高額品の寄贈が1件ございましたので、行政報告をさせていただきます。

3月5日、スポーツセンターの建設工事を請負っている北成建設株式会社様、久島工業株式会社様、丸建工業株式会社様から、屋外用休憩施設一式のご寄贈がございました。

これにつきましては、来年度のスポーツセンター外構工事において、施設周辺の緑地帯に設置し、町民の皆さまの憩いの空間、ふれ合いの空間として末永く愛されるものと思っております。

ご寄贈いただきました皆さまからのご厚志に、心から感謝を申し上げますとともに、ご寄贈品につきましては町民のために有効な活用させていただくこととしまして、スポーツセンター開館に対するご寄贈の行政報告とさせていただきます。

引き続き、私が3期目の町政を担うにあたり掲げました五つの大きな政策目標につきまして、お手元にお配りをしております「実績報告」もご覧いただきながら、若干のお時間をいただき総括をさせていただきます。

平成19年5月以来、3期12年にわたり町政を担わせていただきましたが、町民の皆さまをはじめ、議員各位の多大なるお力添えをいただき、間もなくその任期を終えようとしております。

2期目の終盤には、増田元総務大臣をはじめとする日本創生会議が打ち出した人口急減による自治体消滅論と相まって、まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成26年12月に閣議決定され、地方版総合戦略の策定が課題となっておりましたが、3期目に入って直後の平成27年10月には、将来の人口推計に基づき、訓子府町総合戦略を策定させていただきました。

人口問題など大きな課題を抱えて3期目がスタートしましたが、訓子府の未来を託す子どもたちの笑顔が輝く町づくりに向け、この4年間、全力を尽くしてまいりました。

それでは、この4年間で取り組んだ主なものについて、簡潔に申し述べさせていただきます。

まず、一つ目の約束「子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができる町づくり」についてであります。

2期目の平成24年8月から始めました小学生までの初診時一部負担以外の医療費無償化について、3期目スタートの平成27年8月から中学生まで範囲を拡大させていただきました。

翌年の平成28年4月には、木のぬくもりと食育を大切にした認定こども園「わくわく

園」を開設し、同時に子ども未来課を創設し、保健部門や子育て支援センターと連携し、出生から就学までの子育て支援の充実を図ってまいりました。平成27年4月からスタートの多子世帯保育料応援補助金についても平成28年度から第1子の要件を中学生まで広げ、制度の拡充に取り組みました。

また、こども園や各学校への支援員および指導員の配置に加え、平成30年度からは、児童センターにも特別支援員を配置しております。

このほか、平成28年11月の居武士小学校開校100周年記念行事への助成、訓子府高校生への通学支援拡充および給食の開始、近隣の市や町に通学する高校生への定期運賃補助など、子ども子育て支援の充実に向けてまいりました。

次に、二つ目の約束であります「高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域医療や介護、保健福祉が充実した町づくり」についてであります。

3期目のスタートと同時に、空き家バンク制度、空き家活用定住対策補助金を創設し、空き家の利活用を進め、介護保険事業計画においても住宅関係部署と福祉部門との連携を図りながら高齢者の安定的な住まいの確保を検討してまいりました。

町と事業主体である町内会連絡協議会とで話し合いを重ね、平成28年12月に待望の長寿会館の建て替えが行われ、町としても助成支援を行ったところであります。

2期目から始めました高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業につきましては、利用可能回数の拡充や利用条件の緩和のほか、昨年4月からはハイヤー利用者の負担額を引き下げ、利用しやすい制度づくりに取り組み、高齢者の足の確保に努めてまいりました。

認知症の増加に備え、平成27年から認知症サポーター養成講座をスタートさせ、町内会、実践会29地区で開催いたしました。

障がい者グループホームに関しましては、平成29年5月にNPO法人「シトレイン」様が、「デイサービス・グループホームもりの風」を若葉町に開設され、町としても建設費ならびに運営費の一部を支援させていただきました。

平成29年度までに町が保険者として運営しておりました国民健康保険について、保険税の値上げによる町民負担の増を回避するため、一般会計からの財源補填を実施してまいりました。

予防事業に関しましては、平成27年7月に子どもインフルエンザ予防接種に対する補助制度を創設し、平成28年度には、B型肝炎、おたふくかぜ、ロタウイルスの接種に対する補助制度を創設、同年10月にはB型肝炎ワクチン接種が定期接種化されました。

安心安全な暮らしの実現に向け、町内会、実践会を単位とした自主防災組織の設立も進みつつあり、現在8組織が立ち上がっております。

このほか、障がい者・高齢者福祉の先進地視察研修、医療、介護、福祉職への講演会とワークショップを組み合わせた学習会の開催など、福祉や保健医療の充実に向けて、種々取り組んできました。

次に、三つ目の約束「農業生産額の向上と商工業の振興を通じて発展する町づくり」についてであります。

T P P問題に関しましては、各政党を通じた要望のほか、オホーツク活性化期成会での中央要請など関係機関と連携した要請活動を積極的に実施しました。

一方では、農業振興対策事業、農業技術対策事業、特産園芸作物作付事業などの実施により農業の振興にも努めてまいりました。

また、第4次農業基盤整備事業の推進、畜産クラスター事業を活用したTMR事業や搾乳ロボット導入など畜産収益力の強化、むき玉ねぎ施設整備に対する支援、北見農業試験場研究員と農業担い手次世代リーダーと連携した「くんねっふ農業未来づくり試験委託事業」、玉ねぎの早期出荷体系確立のための研究、新規就農者支援や後継者就農支援制度の創設、国内外視察研修を後押しする農業担い手育成事業や農業後継者育成事業、婚活事業をはじめとする農業担い手対策事業の推進など、国や北海道、JAきたみらい、土地改良区など関係機関と連携して農業生産額の向上や担い手育成・確保に努めてまいりました。

商工業対策や個人の消費喚起をはじめとする地域経済対策としましては、プレミアム付商品券の発行、下限を10万円に制度拡充し実施の住環境リフォーム促進事業、店舗改修事業や店舗出店支援事業の実施、地元特産品贈呈と結びつけたふるさと納税制度の活用、商工業就労支援事業や後継者育成助成金制度の創設、地域活性化チャレンジ事業による特産品開発支援などに取り組み、訓子府高校教員住宅を取得して定住促進住宅への転換、民間提案型住宅の整備、農業関連事業所との懇談など、勤労者の住宅確保や事業所の存置対策にも取り組んできたところであります。

次に、四つ目の約束「教育のまち・訓子府にふさわしい町づくり」についてであります。

法律改正に伴いまして、平成27年6月に総合教育会議を設置、その後、憲法、教育基本法、児童憲章等の精神を尊重し、訓子府町の教育目標実現のため、同年12月に訓子府町教育大綱を策定いたしました。

平成26年度の耐震診断で耐震不足と診断を受けたスポーツセンターについては、この3月31日に記念事業を行いオープンすることになりました。ここまで辿りつけましたことに対し、議員の皆さま、町民の皆さまのご理解とご協力に深く感謝を申し上げるところであります。

図書館整備につきましては、今期中の整備は叶いませんでしたが、新しい図書館の整備に向けた準備を進めるとともに、来館しやすい環境に配慮し、図書館機能の充実に努めてまいりました。

公民館講座、くんねっふ巡回講座、くんねっふの未来づくり大会の開催など、社会教育中期計画に掲げた基本理念を追求した取り組みも展開してまいりました。

平成28年4月からは、教育専門員を配置し、各学校の生徒指導や学習指導の充実、さらに生涯学習の振興にも取り組んでまいりました。

青年の研修事業に関しましても、九州、四国、関西、北陸方面へ産業後継者や地域づくりの担い手を派遣したほか、青年団体連絡協議会の設立70周年記念事業や4Hクラブの設立40周年記念事業に対し、さまざまな形で支援を行ったところであります。

昨年11月には、青年の方たちが心待ちにしていた青少年研修館の建て替えが完成、このほか、「わくわく地域づくり活動支援事業」を活用し、音楽ライブの招致、子育て座談会、訓子府座公演など、町民自らが企画し、実践するさまざまな活動の促進にも取り組んでまいりました。

平成28年度に訓子府町文化芸術活動方針を策定し、アート・タウン・プロジェクト事業を武蔵野美術大学とともに連携しながら取り組むことができました。

次に、五つ目の約束「町民と共に開基120年の成功と未来からの呼びかけに応える町づくり」についてであります。

冒頭にも申し上げましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成26年12月に閣議決定され、地方版総合戦略の策定が課題となっておりましたが、3期目に入って直後の平成27年10月に、訓子府町総合戦略を策定し、平成29年3月には、町民アンケート調査、車座トーク、まちづくりトークなどを経て、「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くんねっぷをまちの将来像とする第6次訓子府町総合計画を策定したところであります。

平成28年は、本町に開拓の鍬がおろされてから120年目の年でした。これを記念し、24年ぶりに開催の町民運動会をはじめ、企画から運営まで町民の皆さまにも参加いただき、開基120年記念事業を盛大に実施いたしました。

小規模自治体であっても、自立したきらりと輝く地域づくりに取り組んでいる自治体はたくさんあります。こうした中、平成30年7月13日から2日間、本町を会場に全国小さくても輝く自治体フォーラムを開催し、本町をはじめ、小規模自治体のまちづくりを全国にアピールすることができました。

北海道横断自動車道の早期完成に向けては、関係自治体などと一緒に各種要請活動を行い、平成27年11月には北見西インターチェンジから訓子府インターチェンジまで、平成29年10月には訓子府インターチェンジから陸別小利別インターチェンジまで開通いたしました。

まちづくり推進会議についても女性枠2名を設けるなど、会議の充実も図りながら議論を深めてまいりました。

また、同会議に住民参画検討部会を設置し、検討を重ね、さらに町民説明会なども踏まえ「まちづくり町民参加条例」、「まちづくり推進会議条例」を今回の議会において提案をさせていただいております。

広報広聴につきましては、1期目から継続の夜間町長室の実施、2期目の途中から形を変えて開催している車座トーク、町のホームページに書き込み可能な町長室コーナーを設けるなど町民との対話にも努めてまいりました。

訓子府型町民税1%活用事業も継続実施し、地域の活性化にチャレンジする方たちの応援なども行ってまいりました。

平成13年に姉妹町締結をしました高知県津野町との交流も進め、両町のイベントへの派遣と受け入れ、開基120年となる平成28年には、町民39名を訪問団として津野町に派遣し、両町民の親交は今も続いております。

その他、ふるさとおもいやり寄付を縁に加入いただいている「ふるさと応援団」の皆さまとの交流、小さくても輝く自治体フォーラムを通じた全国との交流などの交流も行ってまいりました。

自治体運営の充実を図るため、議員をはじめ公職者の皆さま、職員の研修にも力を注ぎました。財政健全化戦略プランの継続、公債費の償還期間調整や一部繰上償還、減債基金への積み増しを実施するなど健全な自治体経営にも努めてまいりました。

さらに平成28年には、環境省の「地域におけるLED照明導入促進事業」の採択を受け、街灯、交通安全灯など全739基の照明灯をLED化し、全町あげて省エネ対策に取

り組むとともに、町内会の経費節減にも取り組んできたところであります。

以上、簡単ではございますが、4年前に掲げました私の3期目の挑戦としてお約束しました政策の総括とさせていただきます。

貴重な時間をいただき誠にありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） ただいまの行政報告につきましては、寄付に関わる案件でありますので、質疑を省略いたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

室内の温度が上がっておりますので、それぞれの健康に合わせて、体調に合わせて上着の脱着をしてください。

◎議案第24号

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第4、議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書115ページをお開き願いたいと思います。

議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員1名が任期満了になりますことから、地方税法第423条第3項の規定によりまして、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記以下についてご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では川北地区、川南地区、市街地区から、それぞれ1名ずつ選任しております。その内、川北地区は弥生の柴田豊喜氏が平成31年4月27日をもって任期満了となりますことから、引き続き柴田氏を選任すべき、今定例町議会に提案させていただきますのでよろしく願いいたします。

ここで柴田豊喜氏の経歴を簡単にご紹介させていただきます。

柴田豊喜氏は昭和31年9月20日生まれの満62歳で弥生にお住まいでございます。

昭和50年に北海道立農業大学校をご卒業後、家業の農業に従事され、現在に至っております。この間、平成16年と22年には弥生実践会長、平成17年から21年までの5年間には訓子府町農民連盟書記長、平成22年から25年までの4年間には同委員長を歴任され、また平成23年からは訓子府町土地改良区理事として現在も活躍されております。

固定資産評価審査委員会委員としては、平成28年4月から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいております。

なお、任期につきましては、平成31年4月28日から平成34年4月27日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第25号

○議長(上原豊茂君) 次に、日程第5、議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書116ページです。

町長。

○町長(菊池一春君) 引き続き、人事案件でございますので、私から説明いたします。
議案書の116ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてでございます。

オホーツク町村公平委員会委員高畑秀美氏は、平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項およびオホーツク町村公平委員会規約(昭和42年規約第1号)第3条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

記以下をご覧ください。

新たに選任する委員について記載しておりますが、選任する委員は北海道紋別郡西興部村字西興部293番地にお住まいの高畑秀美氏でございます。

高畑氏は昭和25年6月16日生まれで、現在68歳、昭和44年、西興部村に奉職され、産業、総務、企画課長を務められ、平成9年4月から平成14年11月まで西興部村助役に就任、平成15年2月には西興部村村長に就任、その後、3期12年間村長を務められ、平成27年1月にご勇退されております。村長時代は小さくても輝く村づくりを掲げ、地域情報化、高齢化福祉をはじめ、村民が安心して住み続けられる村づくりにご尽力され、その功績は村民だけではなく、北海道や管内市町村長などからも高く評価されており、平成27年4月からはオホーツク町村公平委員会委員を務めております。これまでの経歴はもちろんでございますが、高潔な性格はまさに公平委員にふさわしく、引き続き、高

畑氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間でございます。

以上、議案第25号について、ご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第21号

○議長（上原豊茂君） 日程第6、議案第21号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書95ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の95ページになります。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるというものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、訓中の生徒が中体連の全道スキー大会出場に係る大会派遣費を専決処分したものでございます。

それでは、次のページをめくっていただきたいんですけども、次のページって横のページになりますけども、専決処分書により専決処分を行った、平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の補正後の歳入歳出にそれぞれ25万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ58億3,072万円とするものでございます。

第2項では、この補正に関する款項の区分ごとの金額等につきまして、次のページになっております第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧をいただくこととしまして、内容については98ページの事項別明細の中で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、98ページの横になっている表ですけども、まず上の方の歳入の方から説明します。

18款、繰越金、1項、1目の繰越金では、この専決処分の補正にあたりまして、前年度の繰越金25万4千円を財源とするというものでございます。

次に、下の表の歳出になりますけれども、10款、教育費、3項、中学校費、2目の教育振興費の事業区分で申しますと、教育振興事業の負担金、補助及び交付金の部活動等派遣費補助金25万4千円ですけども、これは中体連全道スキー大会が今年の1月16日から19日まで糠平温泉郷のスキー場で開催されましたんで、それに訓中の生徒男女各1名ずつの生徒2名が、それと引率1名、それと外部コーチ2名で25万4千円を追加するというものでございます。

なお、外部コーチにつきましては、男女のコース設定やタイムスケジュール等が違い、行動も別になるということもございまして、2名としているものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明させていただきましたのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げるものでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第22号

○議長（上原豊茂君） 日程第7、議案第22号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書99ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 同じく、補正予算の専決になりますけども、議案書の99ペー

ジ。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるといふものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、今、前段でお話しました続きになりますけれども、中体連の今度は全国スキー大会に出場する大会派遣費を専決処分したといふものでございます。

それでは、横のページの専決処分書ですけれども、専決処分を行った、平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）の内容について説明いたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の補正後の歳入歳出にそれぞれ47万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ58億3,119万円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでございますけれども、これはご覧をいただくこととしまして、内容については、102ページの横の表の事項別明細の中で説明させていただきたいと思っております。

それでは102ページの、まず上の表の歳入の方ご覧いただきたいと思っております。

18款、繰越金、1項、1目の繰越金では、この専決処分の補正にあたり、前年度の繰越金47万円を財源とするといふものでございます。

その下の歳出になりますけれども、10款、教育費、3項、中学校費、2目の教育振興費の右側の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金の部活動等派遣費補助金47万円では、これは1月に行われた中体連の全道大会で女子生徒1名が7位に入賞したことによりまして、見事、全国大会の切符を手に入れたといふものでございまして、全国大会は、2月の1日から7日まで、新潟の苗場のスキー場で行われたもので、これは生徒、女子生徒1名と引率1名、外部コーチ1名分の47万円を追加したといふものでございます。

なお、これ初めて出場した全国大会の成績につきましては、38位と十分健闘しておると思っております。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。これ1点お聞きしたいんですが、これ苗場まで1人行っているということなんです、助成金として47万円支出していますが、これ総額でどれぐらいかかって、補助金は何%ぐらいになるのかお尋ねします。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、中体連の大会出場費にかかる経費についてのお尋ねがございましたけれども、これについては、中体連ということで学校教育活動に位置付けされている大会でありますので、大会派遣費、全額町費で支出をしているということでご理解を

いただきたいと思います。3名分です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第23号

○議長（上原豊茂君） 日程第8、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書103ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の103ページをご覧ください。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めようとするもので
ございます。

この専決処分は、下の説明にありますように、北海道市町村総合事務組規約の制定と
現行の規約を廃止することについて、急施を要したため、専決処分をいたしましたので、
その承認を求めます。

今回の規約の制定並びに廃止を行う趣旨につきましては、後ほど詳しく申し上げます。

次に、104ページをご覧ください。

専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について、次のとおり専決処分する。

平成31年1月23日提出、訓子府町長菊池一春。

北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村
総合事務組規約を定め、北海道市町村総合事務組規約（平成7年3月7日市町村第1
973号指令）を廃止する。

以下、規約本文が載っておりますが、113ページと114ページの新旧対照表により、
規約の制定並びに廃止の趣旨も含めてご説明いたします。改正部分には下線を引いており
ます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害補償、非常勤職員に係る公務

災害補償などの共同処理する事務と共同処理する団体が処理事務ごとに異なる地方自治法第285条の規定に基づく、複合的一部事務組合でございます。

複合的一部事務組合は、市町村および特別区のみ設置することができ、都道府県は加入できないこととなっておりますが、新旧対照表の別表第1、別表第2のそれぞれ右の欄を参照いただきたいと思います。北海道が構成員となっている、石狩東部広域水道企業団および石狩西部広域水道企業団、ならびにこれらの一部事務組合を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は、複合的一部事務組合である総合事務組合に本来、加入できないことから、早急に必要な見直しを行うよう総務省から組合に対して助言がありました。

他方で、事務処理の効率性の観点から、北海道を構成員とする一部事務組合からは、非常勤職員に係る公務災害補償等の事務処理を総合事務組合に委託したい意向が示されました。

このことを踏まえ、北海道を構成員等とする一部事務組合3団体を構成員から除くとともに、当該3団体に係る事務処理を総合事務組合が受託することとなったため、規約を変更するものでございます。

事務の受託につきましては、左側の新規約案をご覧くださいと思いますが、一番上の第14条にその旨規定し、このことにより現規約の第14条を第15条に繰り下げるものでございます。

また、平成29年、平成30年度中に構成団体の名称変更等があったものについても、この際、変更等を行うものでございます。

別表第1で言いますと、檜山振興局の江差町ほか2町学校給食組合が江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合が西胆振行政事務組合に、それぞれ名称変更し、十勝総合振興局の十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日で解散のため、別表から削除されます。

別表第2も同様に変更となります。

重ねて申し上げますが、複合的一部事務組合には、地方自治法上、本来は都道府県または都道府県を構成員とする一部事務組合が加入できないことから、その是正を行うため今回規約の変更を行うこととしたところでございます。

規約の変更措置としましては、現行の規約が適法状態になく、現行規約を廃止し、新たに規約を制定するものでありますが、総合事務組合の新規設立に伴う規約の新規制定とは異なり、規約の変更に伴う一形式として、廃止並びに制定を行うものであり、手続きとしましては、地方自治法第286条第1項に基づく規約の変更ということで、総務省側の合意を得ているところでございます。

ただし、総務省からは早急な是正を求められていること、また手続きが遅れますと、北海道が構成員となっている一部事務組合等3団体の事務処理に支障をきたすことから、組合側からの強い要請もあり、専決処分させていただいたものでございます。

106ページの規約本文に戻っていただきたいと思います。

一番下の下段の附則でございますが、1項では、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する旨、2項では、現規約を廃止する旨規定しております。

以上、議案第23号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご

決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第23号の採決を行います。
本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第19号

- 議長（上原豊茂君） 次に、日程第9、議案第19号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書91ページです。

農林商工課長。

- 農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案書91ページをお開きください。

議案第19号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について説明をさせていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（間伐材・皆伐材）であります。

本件の伐採箇所は、間伐が美園町有林49林班2小班および4小班および7小班、西相内町有林34林班2小班の合計20.24haです。皆伐が穂波防風保安林42林班88小班および福野防風保安林47林班69小班の合計1.04haでございます。

処分の相手方につきましては、1月22日執行の入札において、6社に応札いただき、物林株式会社 国産材営業部 北海道営業室長 秋元直樹氏で契約金額は1,537万4,880円でございます。

予定価格につきましては1,235万7千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツ483.079m³、トドマツ1,505.553m³、エゾマツ5,555m³、雑木80.808m³、合計で2,074.995m³でございます。

なお、用途別で申し上げますと、用材が1,435.672m³、パルプ材が639.323m³となっております。

以上議案第19号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。町民の大切な共有財産の処分でございますので、1点だけ確認を含めてお伺いをしたいと思います。

ここにあります予定価格と契約金額に素人目で見ますと若干いい方向に差が生じたのかなと思って拝見しておりますけども、木材の今次の相場とこの予定価格の積算の仕方について、簡単にお知らせをいただきたい。なぜこのような数字になっているかにつながるような説明をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず木材の現在の相場というか動向でございますが、やはり2年ほど前からのオリンピック景気というのちょっとあれですけども、東京オリンピックの関係がございまして、価格については上昇傾向にあると。ただこれについてもオリンピックがもう20年に開催されますので、建設等が終わった場合については、横ばいになるか、どうかというのはありますけど、現在のところは価格の上昇にあるというふうに考えております。実際にも価格が上昇しているというふうに考えております。

それから予定価格等の積算の根拠につきましては、北海道の道有林の組合がございしますが、そこが出しております価格、それに基づきまして、毎月のように価格変動がございすけども、その価格に応じまして、樹種、それから材積ですね、それを勘案しながら積算をさせていただいて、入札にかけているというところでございます。あと北海道の道有林の管理センターでございますけども、そちらの方でも出しております価格等とも比較をしながら積算をしているというようなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。2点、この点に関わって質問したいんですけども、お聞きしたいんですけども、一つは町有林の関係だけで保安林別でいいんですけども、町有林の美園の林班と西相内の町有林二つ、この中でカラマツ、トドマツ、エゾマツ、それぞれ何年生、いわゆる50年たっているのか、40年ぐらいで切っているのか、そういった部分がどのような中身になっているのか、1点。

それともう一つ、私たちの町で森林認証、SGEC^{エスジェック}だったか、その関係やっていますんで、今回のこの入札の結果に認証の影響というか、効果というのか、そういったものが加味されていると捉えていいのかどうか。その辺わかれば、ちょっとお聞きしたいというところですよ。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目の間伐材、町有林の樹齢に関しましては、まず美園につきましては、トドマツの44年生の樹木でございます。それから西相内につきましても、同じくトドマツで44年生、これの伐採をいたしました。

それから2点目のSGECの関係でございますけども、当町としては森林認証SGECの森林認証を受け、毎年検査等をしていただいておりますけども、今回のこの販売に関しましてはですね、直接SGECの認証材だから何%高いとか、何割高いとかっていう部分にははっきりとは言えませんが、ただ、今の現状としましては、SGECの認証材、それがいろんな公共物の建築、オリンピックもそうですけども、そういった部分に高く使われているということから、やはりSGEC認証とSGECの認証でない部分については差はあるかなというふうに思いますけども、単純な部分での何割というのは、ちょっとこの場ではわかりませんので、以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今の答弁でわかりました。一つ、先ほど何年生という問題でいきますと、これ間伐の部分でありますので、44年、これから50年、あるいは60年という、向かって管理されて、そして皆伐という形になっていくのかなと思うんですけども、概ねどれぐらいを目途に、いわゆる皆伐を考えておられるのか、ちょっともしわかるのであれば、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今回の場所につきましては、今まで間伐を行っていない箇所でございますので、44年という長い年月の部分で今回はじめての間伐を行ったという部分でございますが、今後、皆伐に関しまして、トドマツでございますので、かなりカラマツと違まして、成長が遅いということがございますので、少なくとも55年以上かなというふうには考えておりますけども、これは町全体の中での施業計画、森林経営計画の中で間伐箇所、皆伐箇所を位置付けながら進めておりますので、今回の場所が何年後に皆伐するかというのはまだ今の段階でははっきりしませんけども、現地等見ながら計画に基づきながら皆伐をしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。先ほどの課長の答弁で想定してた回答と概ね違ってなくて、なるほどなと思いましたが、ちょっと不思議に思ったのは、道の開示しているという資料に基づいて積算されているのは、もうこれ従前からそうだと思うんですけども、そして一方では市場価格という今のオリンピックの特需といいますかね、需要が伸びて、値段が上がっているということと、道が示している資料というのは現状に追いついていないんでないかというか、現状を反映していない数字をね、使われているんでないかなって、ちょっと疑問に思いました。結果、答えがいいからいいように見えるけど、積算というのは契約でも何でもそうだけども、適正、適正でないと言っているんでないですよ、なるべく市場価格に、この場合、近い数字を示していくことがさらに結果としての契約金額がもう少し伸びるということにも私はつながると思うんですよ、底上げをすると全体が上がる。だから今後においても、今後においてもというか、そういう関係はないですか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ちょっと私の説明が不十分だったのかもしれませんが

も、今回の価格設定、毎回そうなんですけども、基本的には市場価格、先ほど言った道森連が出してます価格、それをまず基本としております。ただ、それだけではなくて、道が示している価格等も参考にしながらということで、極端に言えば高い方を使いながら積算しておりますので、ちょっと私の説明が不十分でございましたので、そういうことで、市場価格に近い部分での積算、それでの入札というふうにしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 9番、河端です。これは3か所、美園、西相内、そして穂波、3か所ですが、それぞれの現場ごとに予定価格設定していたものか、それともその3か所まとめてということ、最初から入札したのか、その辺伺いたします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今回の積算につきましては、3か所まとめた数字、材積、樹種、それによりまして積算いたしまして入札をかけてございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午前10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（上原豊茂君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、
議案第6号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第10、議案第1号、日程第11、議案第2号、日程第12、議案第3号、日程第13、議案第4号、日程第14、議案第5号、日程第15、議案第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）についての提

案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第1号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ1,679万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億1,439万4千円とするものでございます。

2項にあります、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ、3ページの第1表のとおりでございますが、これについてはご覧いただくこととしまして、この後の5ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきます。

次、第2条では、これは地方債の補正になりますけれども、4ページの第2表、地方債の補正にありますように、左側に補正前の金額、右側に事業確定に伴う借入限度額の変更というような状況の表でございます。

まず、一段目の全国瞬時警報システム機器更新事業では、限度額を240万円から170万円に変更。

2段目の橋梁長寿命化修繕事業では、限度額を1,490万円から910万円に変更。

3段目の臨時財政対策債では、1億1千万円から1億840万5千円に変更。

この3本の起債ともに起債の方法および利率については変更はございません。

その下の耐震化事業一般会計出資事業、これ（上水道）って書いてありますけれども、これは備考欄にございますように、本町の水道事業が簡易水道に認可変更となったことに伴いまして、出資債としての起債をできなくなったというか、廃止するという意味でございます。

それでは、38ページをちょっとお開き願いたいんですけども、38ページの地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書でございますけれども、この右端の下から3行目にありますように、平成30年度末の現在高見込額は51億7,110万1千円となっております。

またちょっと5ページに戻っていただきまして、これは今度は事項別明細になります。今回の補正につきましては、主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は事務事業の実績、あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算といわれているものでございまして、特徴的なもののみ説明をさせていただきたいというふうに思っております。

特に、歳入については、説明欄の記述で歳出の補正予算との見合いであることが分かるもの、あるいは、単なる決算見込みによるものなどにつきましては、説明を省略させていただきたいと思いますので、予めご了承いただきたいというふうに思っております。

それでは最初に、歳出の方からいきたいと思いますので、14ページをお開き願いたいと思います。

まず、14ページの上の表の1款、1項、1目の議会費の事業区分、議会運営費の報償費では、議員研修会の執行残で10万6千円を減額。

その下の旅費の費用弁償では、突発的な要請などに備えた予算措置や航空運賃の早割などによる執行残で42万4千円の減。

その下の需用費、印刷製本費では、議会だよりの発行ページ数の減により執行残として50万8千円を減額しているものでございます。

次に、下の表の2款、1項、1目、総務費です。一般管理費の職員管理研修事業の負担金、補助及び交付金の会議負担金では、自ら企画する地域づくり研修が行われなかったことによりまして25万円の減額でございます。

次に、その下の事業区分、各種表彰事業の報償費、功労者等顕彰式記念品では、受賞者人数確定による執行残となりますので12万9千円の減。

次に、事業区分、総務一般管理事業、これの共済費、社会保険料と次のページの一番上になりますけれども、賃金、ここの賃金では、当初、退職に伴う職員の期限付専門員として賃金を2名予定しておりましたけれども、1人が再任用職員として人件費支弁ということになることから26万9千600円の減で同様に共済費も減っているということになってございます。

その上になりますけれども、臨時事務員では、これは雇用の実績がなかったことから全額38万4千円の減額になります。

その下の負担金、補助及び交付金は、それぞれ執行残という形になります。

次に、事業区分、情報管理事業、これの委託料では、ネットワークおよびセキュリティ対策保守費の見直しを行ったことから67万9千円の減額でございます。

その下の元号の改正対応業務につきましては、これは執行残ということになります。

次に、事業区分、各種基金積立金の積立金では、これは実績に伴う補正および後年度の公債償還などに備えるための積み立てで、財政調整基金では、利息の増による積み立てで44万5千円の追加。それと減債基金では、後年度の公債費償還に充てるための積み立てで9,506万円の追加。それとその下のふるさとおもいやり基金では、寄付金収入が増えたということで、積立金で200万1千円の追加。

その下の社会資本整備基金では、将来負担に備えるため234万1千円の追加。

地域活性化基金につきましても、将来負担に備えるため4,030万4千円の追加が主な物となっております。端数につきましては、利息変更に伴う増減ということになってございます。

次のページの4目、公有林管理費の事業区分、町有林管理事業の原材料では、これは融雪や局地的な災害箇所への修繕に機械作業に主に時間を要したことがございまして、砕石砂利の使用が少なかった、機械の方の経費がちょっと大きかったということで58万4千円の減を原材料の方でしてございます。

次に、その下の事業区分、町有林整備事業（補助）の委託料の造林業務では、新植や間伐など入札による執行残で251万9千円と公共補助の割り当てが要望額に満たなかったということがございまして、保育間伐の未実施分428万5千円、これ合わせまして680万4千円の減額ということでございます。

次に、5目の保安林管理事業の事業区分、保安林整備事業（単独）、これの委託料の造林業務では、当初計画していました皆伐が道の事前調査で実施要件を満たさないことが判明しましたことから一部未実施により813万円の減額となっております。

次に、6目、住民活動費の事業区分、住民活動促進事業の負担金、補助及び交付金の町内会連絡協議会活動費補助金では、これは栄町と仲町の町内会が統合したことによりまし

て、町内会の数の減に伴い、その分が9万8千円の減でございます。

次に、7目の住民安全対策費の事業区分、交通安全対策事業の委託料、交通安全施設等設置維持管理業務では、横断歩道設置の執行残と交通安全看板箇所が1か所減ったことによりまして12万8千円の減でございます。

次に、事業区分、防犯等住民安全対策事業の備品購入費では、これは入札の執行残というふうになります。

次に、17ページの8目、企画費、事業区分、まちづくり推進事業の報酬、行政改革推進委員では、第5次行政改革大綱策定を次年度に持ち越したことによりまして18万円の減額でございます。

その下の報償費、まちづくり推進委員謝礼では、主に住民参画検討部会の開催件数減によりまして14万1千円の減となっております。

次に、事業区分、ふるさとおもいやり寄付推進事業、ここの役務費では、11月からJT B契約の見直しおよびさとふるの新規導入に伴いまして、また、この返礼品の割合が、皆さんご存じのように、3割以下にするよう総務省からの指示があったことなど含めまして、当初全て報償費で計上していましたが通信費に送料分を200万円流用、それと不足する分を今回158万9千円、それと手数料も同じく170万円を流用し、不足する分を106万4千円の追加というふうになったものでございます。なお、これにより、実績見込みとしてはJT Bで735件、さとふるで1,381件の見込みとなっております。これによる事務手数料ではJT B寄付額の10%、さとふるの寄付額の12%、プラス税ということになってございます。特にJT Bとは違い、さとふるでは、サポート、苦情なんかも含めてですけども、窓口が用意されていることから、町や加入されている事業者の方々に問い合わせの負担がないということが率に反映されているのかなと思ってございます。

次に、18ページの4項、2目の知事道議会議員選挙費では、これは投票日が当初より早まったことがございまして、期日前投票の日数の増加、ポスター掲示場などの経費の増分を今回30年度分を追加するというものでございます。

次に、下の表の6項、1目、監査委員費の事業区分、監査委員運営費の旅費、費用弁償では、管内の監査委員協議会会長にうちの監査委員が就任したことに伴いまして、旅費がそこから、協議会から支給されたことなどによりまして17万2千円の減でございます。

次に、19ページの3款の民生費、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、重度心身障害者等医療費助成事業の扶助費、医療費助成では、これ実績見込みが減っているということから331万6千円の減となっております。

次に、国民健康保険特別会計繰出金では、保険基盤安定負担金では、実績に伴い、軽減分と支援分で367万7千円の追加、それと出産一時金で当初20名見ておりましたけども11名の実績ということで252万円の減、それと財政安定化支援事業分で4万3千円の追加、その他、検診料負担金や電算共同利用負担金などで46万5千円減で、差し引き合計73万5千円の追加というふうになっているものでございます。

次に、事業区分、地域生活支援事業の委託料の移動支援事業では、利用者数が当初の11名の225回から14名の493回に増えたということがございまして、87万円を追加してございます。

次に、2目の老人福祉費の事業区分、敬老事業の需用費、食糧費では、昨年、北海道全域の停電によりまして、敬老祭の延期をしたということに伴いまして、発注済みの料理分を9月に追加補正したところですがございますけれども、発注済みの料理分をキャンセルを受け入れてもらったといたしますか、キャンセルすることができたので、それと参加者が減ったことから42万8千円を減額しているというものでございます。

次に、事業区分、老人保護措置事業の扶助費の老人福祉施設措置費では、新規入所者1名で考えておりましたけれども、入所者が最終的になかったことから122万1千円の減額ということですが。

次に、事業区分で、高齢者在宅サービス事業の委託料、ショートステイ事業では、これ利用者日数が静寿園では108日から83日、そして置戸の緑清園では12日から9日にそれぞれ減ったということがございまして31万5千円の減。

その下の移送サービス事業では、利用回数が348回から272回に減ったことから56万2千円の減。

その下の配食サービスでは、配食数、延べになりますけれども、4,005回から3,478回に減ったことで42万1千円の減です。

その下の扶助費の高齢者住宅改造費助成では、これは1件当たりの単価が減っているということがございまして31万9千円の減という実績になってございます。

次に、事業区分、介護保険特別会計繰出金では、これは地域支援事業分で44万4千円減、その他一般会計繰入金で100万円減の合計144万4千円の減となっております。

次のページの事業区分、介護予防支援事業の委託料のサービス計画作成業務では、初回以外の計画作成件数が290件みておりましたけれども、190件に減ったということから38万7千円の減でございます。

その下の運動指導等業務では、当初4人で40回、見ておりましたけれども、1人で5回ということになりましたので21万8千円の減。

次に、事業区分、後期高齢者医療の負担金、補助及び交付金の医療給付費負担金では、平成29年度負担金のこれは確定に伴いまして340万7千円の減額。

次、事業区分の、後期高齢者医療特別会計繰出金、これは広域連合の事務費35万円と基盤安定負担金119万7千円、合わせて154万7千円の減額ということでございます。

次に、3目の温泉保養センター費の事業区分、温泉保養センター管理運営事業の需要費の燃料費では、これA重油の価格が78円から90円、リッター90円に高騰したことによりまして158万5千円の追加でございます。

なお、これについては、今後、他の施設についても出てまいりますので、そのことが主が原因であるということでございます。

次に、21ページの2項、1目の児童福祉総務費の事業区分、子ども医療費助成事業の役務費、この手数料では、レセプトの併用化によりまして、医療費請求件数が減ったこともございまして、その手数料も同時に減って41万3千円の減ということですが。

次に、2目のひとり親福祉費の事業区分、ひとり親家庭等医療費助成事業の役務費の手数料では、これにつきましても同様にレセプトの併用化、併用して使えるという意味ですね、により医療費請求の事務手数料が10万6千円減りましたということでございます。

その下の扶助費の医療費助成では、実績見込みが少なかったことによりまして47万7

千円の減でございます。

次に、3目の児童措置費の事業区分、児童手当支給事業の扶助費の児童手当費では、延べの児童数が単価1万5千円でしたけども、1万5千円で1,820人、これが1,538人に減ったと。1万円の人が、該当者が4,470人から4,068人に、それと5千円の該当者が600人から797人になった。トータルで726万5千円の減額ということでございます。

次に、22ページの4款、衛生費、1項、1目の保健衛生総務費の事業区分、妊婦健康診査事業の委託料の健康診査業務では、実施見込みが減ることから36万6千円の減。

次に、事業区分、水道事業助成事業の投資及び出資金の水道事業会計出資金では、これは先ほど言いました簡水への認可変更に伴いまして、出資金制度が適用できなくなったということがございまして2,472万5千円を減額したというものでございます。

次に、発達支援事業の委託料の北見市子ども総合支援センターきらり発達支援事業では、療育指導分の利用者が減ったことから60万6千円の減。

その下の扶助費の北見市子ども総合支援センターきらり通園費の助成では、同じくバス代相当分の2分の1を助成しているものでございますけども、これについても利用者が減ったことに伴いまして7万円の減となっております。

次に、2目の予防費の事業区分、健康診査事業の委託料、健康診査業務では、集団検診が157人から108人に、個別検診で20人から7人に受診者が減ったことから42万8千円の減額でございます。

次に、事業区分、予防接種事業の委託料の予防接種業務では、高齢者のインフルエンザで、これは1,205人、これが1千人に、成人用肺炎球菌では299人から210人、それぞれ減ったことから104万6千円の減ということでございます。

次に、検診・検査事業の委託料の検診業務では、特に胃がんのバリウム検査で500人から444人に、ピロリ菌の検査で300人が234人に、子宮がん集団検診では120人から89人へと受診者が少なかったことから、合わせて67万円の減額ということでございます。

次のページの一番上の事業区分、子ども予防接種事業の委託料の予防接種業務では、慢性疾患による日赤での接種者数が減ったということから40万6千円の減額をしております。

その下の扶助費の予防接種助成では、定期および任意の予防接種ともに接種者数の減により24万4千円の減でございます。

次に、事業区分、狂犬病等の予防対策事業の委託料、そここの委託料の蜂駆除業務では、高所作業を行う事業者がいなくなったということがございまして、なくなったということございまして、職員で実施したことによりまして、その経費28万5千円の減額ということでございます。

次に、3目の環境衛生費の事業区分、葬斎場維持管理業務の需用費、燃料費では、火葬件数の増と燃料費の高騰によりまして22万円の追加ということでございます。

次に、4目の環境対策費の事業区分、環境保全対策事業の委託料、CO2排出削減促進事業業務では、事業費確定に伴う執行残でございまして、これは22万3千円の減額。

次に、事業区分、地球温暖化防止対策事業の負担金、補助及び交付金の太陽光発電シス

テム導入費補助金では、町内の農業者の住宅を中心に普及してきたソーラーシステムの設置が急激に落ち込んで、本年度は1件もなかったということがございまして、全額140万円を減額しているものでございます。

次に、下の表の2項の1目、塵芥処理費の事業区分、塵芥処理事業の需用費、消耗品費では、これ生ごみ用の袋については、分解性プラスチックを使用していることから、在庫状況などを確認しながら発注しているところがございますけれども、当初6万2千枚から発注が4,200枚の発注となったことから、その分の46万円を減額するというものでございます。

その下の委託料の可燃ごみ処理業務では、本町の総処理数が438.67tで平成29年度暫定処理単価が2万7,061円、これトン当たりですけれども、これに対する実質処理単価が2万9,594円、トン当たりになったということから、その差額を清算するもので111万2千円を追加しているものでございます。

次に、24ページの6款、農林水産業費、1項、3目の農業振興費の事業区分、農業振興事業の負担金、補助及び交付金の特産園芸作物作付維持事業費補助金では、これはメロンの新規の増反を支援する区分でございまして、本年度は増反者がなかったということから、その分48万円を減額してございます。

次に、事業区分、経営所得安定対策直接支払推進事業では、事務費が確定したことによりまして、それぞれ減額ということになります。

次に、4目の畜産業費の事業区分、畜産振興事業の委託料、畜産担い手育成総合整備事業では、これはきたみらい地区全体で道費の配分調整が行われたことによりまして、草地整備の面積が減ったことに伴い114万円の減でございます。

次に、農業基盤整備事業費の事業区分、下水道事業特別会計繰出金では、これは内容の詳細については、上下水道特別会計の方で説明いたしますけれども、これは執行残等の整理によりまして713万2千円でございます。

次に、農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営事業の需用費の燃料費については、これは先ほど言いました燃料単価の高騰に伴って28万6千円の追加でございます。

次に、25ページの7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の需用費、消耗品費では、肥料の入札の執行残で34万円の減。

その下の役務費の手数料では、産業廃棄物の処理の見送りによる執行残10万5千円。

その下の使用料及び賃借料、機械借上料では、入牧頭数の大幅増により牛舎トタン修繕、水源地更新ができなかったということがございまして83万8千円を減額しているものでございます。

その下の原材料費では、大きな災害が見舞われなかったことがございまして、修繕箇所が少なかったということもございまして、それぞれ減額しているものでございます。

その下の、備品購入費では、これは入札の執行残で110万1千円の減額ということになります。

次に、下の表の2項、林業総務費の事業区分、林業一般事業の負担金、補助及び交付金の森林作業員就業条件整備事業負担金では、就労の長期化および安定化を促進するために、森林作業員、事業主、道、市町村が日数区分によりまして、一定の掛け金を負担し合って、

就労日数に応じて作業員に奨励金を支給するという制度でございまして、本町では、当初6人見込んでましたけども、7人になったことにより2万8千円を追加したというものでございます。

次に、2目の林業振興費の事業区分、有害鳥獣駆除事業の委託料、エゾシカ^{ざんし}残滓処理業務では、エゾシカの捕獲頭数の減と鹿肉加工処理施設に個人が直接搬入した個体もあることから70万8千円の減額ということになってございます。

次のページになります。

2目の商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の商店街協同組合補助金では、同組合の解散の方向性が決まったことから、補助金の申請がなくなったということから、全額14万円を減額してございます。

その下の訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、補助金交付要綱に基づく店舗出店やまだ葬儀社の仏具販売店兼事務所の開業がございましたので、300万円を追加しているものでございます。

その下の商店街等活性化推進対策費支援補助金では、事業確定に伴う執行残で24万5千円の減でございます。

その下の訓子府町商工業後継者育成助成金では、当初1名分を見込んでおりましたけども、申請がなかったことで20万円の減額。

その下の商工業就労助成金でも、これも同様につきまして、申請がなかったことから20万円の減。

次に、下の表の8款の土木費、3項、1目、道路橋梁総務費の事業区分、道路台帳整備事業では、これは執行残で14万8千円の減。

次に、2目の道路維持費の事業区分、町道維持管理事業の共済費社会保険料では、これは標準報酬月額が確定したことによりまして21万6千円の減と。

その下の使用料及び賃借料の機械借上料および原材料費の補修用の原材料、これは局地的大雨などにより被災した個所の修繕の事業費、これが全部確定したということで、その不足分を追加しているものでございます。

次に、3目の道路新設改良費の事業区分、末広南3条線道路整備事業では、これは入札による執行残で137万9千円の減。

次に、27ページ、4目の橋梁維持費の事業区分、橋梁維持管理事業の委託料、橋梁長寿命化修繕計画策定業務では、これは入札による執行残で82万1千円の減額。

その下の工事請負費につきましては、これは入札による執行残と笠野橋は他の事業の補償物件となることから工事を取りやめにしたということもございまして、合わせて1,732万1千円の減額でございます。

真ん中の表の4項、1目、河川総務費の事業区分、河川改修整備事業では、これは入札による執行残で18万3千円の減。

一番下の表の5項、1目の公園費、これは事業区分、レクリエーション公園の維持管理事業の共済費、社会保険料では、これは主任作業員の厚生年金保険料が不用になった。年齢的なものがあって不要になったということから14万4千円の減でございます。

次に、事業区分の各公園等維持管理事業の役務費、手数料では、訓子府大橋の防災施設利用者が少なかったことから、し尿の汲み取り料を一部減額するというものでございまし

て50万円の減額。

次に、28ページの上の表、6項、1目、の住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業の需用費、修繕料では、退去時の住宅内装などの修繕で80万円を追加するというものでございます。

その下の備品購入費の住宅用備品では、経年劣化で部品調達ができない設備の交換で当初ストーブ4台が2台に減った。ボイラー2台が6台に増えた。それらのことを差し引きしまして102万8千円を追加させてもらおうとするものでございます。

次に、2目、住宅建設費の事業区分、幸栄団地整備事業とその下の公営住宅改修事業では、これは入札による執行残、それぞれ減額ということになります。

次に、下の表の9款、消防費、1項、1目、消防組合費では、777万6千円の減となっておりますが、その内容については、ちょっと35ページの方をお開き願いたいと思います。35ページです。これ款、項の番号ちょっと変わりますが、消防の方の款で読みます。

3款、1項、3目の訓子府消防支署費の事業区分、職員の給与費では、これは人事異動により528万8千円の減でございます。

次に、36ページの上の表の2項、3目、訓子府消防団費の中ほどにあります事業区分、消防団員活動費の報酬の非常勤職員報酬では、新入団員6名加入による不足する分1万7千円を追加してございます。その他の団費については執行残の減ということになります。

次に、下の表の3項、3目、訓子府消防施設費の、これ事業区分でいきますと、消防施設維持管理経費の負担金、補助及び交付金の負担金では、防火水槽修理の水道会計への負担金の不足分を14万6千円追加するというものでございます。水道会計へ出す分でございます。

次に、37ページの上の表の9款、共通経費、1項、2目、組合共通経費では、本部職員の人件費および退職手当負担金の増で57万4千円を追加するものでございます。

次に、真ん中の表の消防組合繰越金では、災害出動手当1回分、それと予備費を残して153万3千円を減額するというものでございます。

次に、一番下の表の諸収入の雑入では、救急救命士追加講習受験経費に伴う北海道市町村振興協会からの助成が、助成対象になったというか、助成がありましたんで、その分3万7千円を減額するというものでございます。

それではまた28ページ、28ページに戻っていただきまして、一番下の3目、災害対策費の事業区分、防災対策事業の負担金、補助及び交付金の自主防災組織育成支援事業補助金では、当初4組織の設立を予定しておりましたけども、1組織だけにとどまったということがございまして15万円の減額ということでございます。

次に、29ページの10款、教育費になります。

1項、2目、事務局費の事業区分、就学関係事業とその下の教職員関係事業につきましては、執行残でそれぞれ減額してございます。

次に、事業区分、学校教育等一般事業の負担金、補助及び交付金の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、これは主に通学支援で高校1年生の当初40人見込んでましたけども、入学が31人に減ったということ。また、各学年で中途退学により対象人数が減ったということがございまして200万2千円の減額ということでございます。

次に、3目のスクールバス運行費の事業区分、スクールバス運行事業の需用費、車両修繕料では、一般整備で経年劣化に伴うラジエター、排気ブレーキ、クラッチ修理などの故障が発生したことから160万円を追加するものでございます。

その下の委託料のスクールバス代替特別運行業務では、部活動便の運行時期を早めたこと、実施する時期を早めたということ。運転手の時間外勤務分の増で15万円の追加でございます。

次に、30ページの上の表の2項、小学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業の需用費、光熱水費では、特に訓小のスポーツセンターの代替施設として利用したこともございまして、電気暖房使用量が増加したこと、また燃料調整額の高騰から149万2千円を追加するものでございます。

次に、2目の教育振興費の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金の特別活動派遣費補助金では、3月29日から31日まで東京で行われる全国リコーダーコンテストに出場にする引率者4人の旅費等の補助で37万6千円を計上してございます。

次に、事業区分、就学援助奨励事業では、これは対象児童が減ったということで、それぞれ減額になってございます。

次に、下の表の3項、中学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業の需用費の燃料費、これは中学校は重油の暖房でございまして、燃料単価が上がったことに加え、先ほども言いましたように、スポーツセンターの代替としての使用もあったということがあって、148万4千円を追加するものでございます。

次に、2目の教育振興費の事業区分、就学援助奨励事業では、これは対象児童が減ったということで減額しております。

次に、31ページの上の表の4項、1目、子ども園費の事業区分、子ども園運営事業の共済費および賃金では、それぞれ執行残による減額というふうになります。

その下の負担金、補助及び交付金の生活管理指導表作成費補助金では、これは食物アレルギー対策として、医師による生活指導表を作ってもらう。医者に作ってもらおうということに依頼するためのお金ということで、10名分の6万円を計上してございます。

次に、下の表の5項、1目、社会教育総務費の事業区分、青少年教育推進事業賃金の教育活動推進員では、みつばちクラブの開設時間延長に伴う指導員賃金分18万円を追加するものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金の産業後継者教育推進協議会交付金では、道内研修が未実施のため38万円を減額しております。

その下の大会派遣費では、日本リコーダーコンテストに参加する、今度は子どもの分です。訓小児童22人分の派遣費191万5千円を追加してございます。

その他につきましては、執行残による減額ということです。

一番下の事業区分、成人教育推進事業から次のページにまたがりましても、青年研修館建設事業までの各種社会教育事業は、入札なども含めた執行残による減額ということでご理解いただきたいと思います。

次に、2目の公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の需用費の燃料費と光熱水費では、公民館講堂もスポーツセンターの代替施設として一部使用していたことがございまして、あと新設した青年研修館の電気料は公民館から供給することにしたことによりまして、

それとあと燃料調整額の高騰もございまして、燃料費で34万8千円、光熱水費の方で6万6千円の追加となったものでございます。

次に、3目の図書館費、事業区分、図書館維持管理事業の需用費では、燃料費では、これは燃料費の高騰によりまして14万1千円の追加でございます。

その下の修繕料では、暖房器タイマーが故障したということがございまして4万7千円を追加してございます。

その下の光熱水費では、電気料金の燃料調整額の高騰によりなまして1万8千円の追加でございます。

次に、33ページの6項、2目、体育施設費の事業区分、温水プール維持管理事業の需用費の燃料費では、燃料価格の高騰により100万4千円の追加。

次に、スポーツセンター建設事業、これは入札による執行残で減額ということになります。

次に、3目の給食センター費の事業区分、給食調理事業の需用費は執行残による減額で、その下の負担金、補助及び交付金の生活管理指導表作成補助金では、先ほども学校のところでもありましたように、食物アレルギー対策として、医者に作ってもらう、生活指導表を作ってもらうということで、これは25人分、15万円を計上しております。

次に、事業区分、給食センター維持管理事業の需用費、修繕料では、これはボイラーのパッキン、ラインポンプ、循環ポンプ等の交換をするもので31万4千円を追加してございます。

次に、11款の公債費、1項、1目の元金の長期債元金償還では、利率変更方式で借入れしている起債の利率が確定したということによりまして73万6千円の追加でございます。

次に、2目の利子の長期債利子償還も同様に利率の確定に伴いまして218万7千円の減額でございます。

次に、34ページの13款、1項、1目の給与費、事業区分、職員給与費の給料では、水道や消防といった他会計との人事異動や育児休業3人、それと休職1人、再任用職員1人などによりまして、差し引き762万4千円の減ということになります。その他の職員手当や共済費はこれに連動するものの調整を行ったということで減額となっております。ここまでが歳出になります。

次に、5ページに戻っていただきたいと思えます。ここからは歳入になります。

まず一番上の表の1款、町税、1項、1目の個人の部分、大きくはこれ農業所得の増とそれに伴う専従者給与の増による変動でございまして1,628万5千円の追加ということになります。

次に、2段目の表の1款、2項、1目の固定資産税では、これは償却資産の申告の増によりまして714万5千円の追加となります。

次に、3段目の1款、6項、1目の入湯税では、これは利用者実績が減ったことにより6万2千円減額してございます。

次に、一番下の表の9款、1項、1目の地方交付税では、普通交付税の額の確定によりまして、差額417万2千円を追加してございます。

次に、6ページの上の表の11款、2項、1目の民生費負担金、1節のこれ社会福祉費

負担金の老人福祉施設負担金では、それぞれ歳出のところで説明しましたがけれども、入所者がいなかったり、利用日数が減ったということなどで、それぞれ減額となっておりまして、

その下の2節、児童福祉費負担金の広域入所市町村負担金では、他市町村から本町のこども園に入る際の他市町村からの負担金でございまして、これは7名分93万2千円。

それとその下の広域入所利用者負担金は、他市町村の私立保育所への入所は、これは今度は本町がその分は徴収することになりますけれども、その分で7件分で82万1千円、公立保育所入所の場合は、委託先市町村で徴収するということになりまして、本町として徴収できない分1件27万2千円分の減額、合わせて54万9千円を追加するということになります。

次に、真ん中の表の12款、1項、2目の民生使用料の温泉保養センターの使用料では、これは町内のことぶき券利用者の利用率が高まっていることや、悪天候でのパークゴルフセットの売れ行きが低迷したことなどによりまして58万6千円を減額しているものでございます。

その次、4目の農業使用料の牧場使用料では、町内牛で当初延べ5万8,500頭でしたが、見込んでましたけれども、急激に、歳出のところでもお話ししましたように、7万9,056頭に増えたということ。それとJAオホーツク網走を含め、このうち町外牛で2万6千頭の予定から5万1,526頭と大幅に入牧頭数が増えたことがございまして、この使用料につきましては99万5千2千円の追加となっております。

次に、6目、土木使用料の町営住宅使用料では、これは家賃滞納分の収入増を見込み86万2千円を追加しているものでございます。

次に、7ページ、13款、これは国庫支出金になります。1項、1目、民生費国庫負担金の障害者福祉負担金では、障害者通所給付や自立支援医療給付などの2分の1が国庫から負担されるものでございまして、9月時点での暫定費用が国から示されたことに伴いまして559万4千円の減、なおこの清算については次年度になります。

その下の国民健康保険基盤安定負担金では、保険基盤安定負担金の確定および法定内繰入の見込みを含めて105万5千円の追加でございまして、

その下の児童手当負担金では、これも歳出のところでも言いましたように、延べ児童数が減ったことによりまして553万1千円の減でございまして、

その下の施設型給付費負担金では、これは広域入所に係る負担金で、当初私立保育所を想定して計上してはいたしましたが、公立保育所に入所したことによりまして、国庫の負担金の対象外となりませんので公立の場合は、そんなこともありまして46万円を減額してございまして、

次に、下の表の2項、3目、土木費国庫補助金の公営住宅整備事業補助金では、これは事業費の確定によりまして1,062万6千円の減額となっております。

その下の道路橋梁費補助金では、橋梁長寿命化修繕事業の確定で1,407万5千円の減、あと積雪寒冷地指定路線の除雪費で140万円の確定、差し引き1,267万5千円の減というふうになってございまして、

次に、8ページの上の表、4目の教育費国庫補助金の1節、小学校費補助金と2節の中学校費補助金の特別支援教育奨励費補助金では、これ対象者の減によりまして、それぞれ

減額ということになります。

その下の学校施設環境改善交付金では、これはスポーツセンター建設に伴う、基準単価の増額がありましたので、その補助金691万5千円を追加しているものでございます。

その下の学校家庭地域連携協力推進事業補助金では、コミュニティスクール立ち上げの準備経費として、事業経費の3分の1が交付されたもので6万6千円を計上してございます。

次に、下の表の14款、これは今度は道支出金になります。1項、1目、民生費道負担金の国民健康保険基盤安定負担金では、国保税の軽減分の道費負担3分の1と保険者の支援分4分の1、この額の確定によりまして170万2千円を追加しているものでございます。

その下の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金額の確定に伴いまして、これは道が4分の3負担する拠出金額でこれも確定したことによりまして89万8千円の減額でございます。

次のページの上の表、児童手当負担金では、国庫負担金同様に児童数の減によりまして119万3千円の減額。

その下の施設型給付費等負担金では、これにつきましても国庫負担金同様、広域入所の公立保育所に入所したことにより、先ほど言いましたように、対象外になったということから23万円の減額というものでございます。

次に、下の表の14款、2項、1目の総務費道補助金の森林環境保全整備事業補助金の町有林では、造林事業に伴う補助金で、当初要望相当の割り当てが、歳出のところで言いましたけども、なかったことから194万7千円の減額。

市町村森林所有者情報活用推進事業補助金では、これは林地台帳および地図の管理活用のためのシステム整備に対する経費が補助対象とならなかったため37万8千円の減でございます。

次に、2目の民生費道補助金の重度心身障害者医療費補助金では、補助対象医療費が減る見込みとなることから91万8千円の減でございます。

その下の地域づくり総合交付金（福祉灯油）、これでは人口規模1万人未満の基準額100万円の2分の1以内という決めがございますので50万円の計上。当たることになりましたので50万円を計上しております。

その下のひとり親家庭等医療費補助金では、これは医療費の減による19万2千円の減。

次に、4目、農林水産業費道補助金では、これも歳出のところでも説明しましたけれども、経営所得安定対策直接支払事業補助金では、事業事務費の確定に伴いまして24万7千円の減。

その下の地域草地基盤強化支援事業補助金では、これは道費の配分調整のお話、先ほどしましたけども、これにより29万3千円の減額。

その下の地域づくり総合交付金（エゾシカ緊急対策）では、事業採択されましたので、14万円を計上させていただきたいと思っております。

次に、5目の教育費道補助金の地域づくり総合交付金（青年研修館建設事業）、これは事業費の確定に伴いまして80万円の減と。

次に、10ページの一番上になります。表の6目、商工費道補助金の消費者行政活性化

事業補助金では、これは消費者被害の未然防止などの啓発資材パンフレット2, 300部購入の分で、100%補助で11万1千円の計上。

次に、3項、1目の総務費委託金で、知事・道議議会議員選挙委託金では、これは選挙の予定日が早まったということから、それによる執行経費の不足分65万4千円を追加するものでございます。

次に、15款の財産収入、1項、2目、利子及び配当金では、これは財政調整基金利子の備荒資金組合の超過納付分配分額の確定を含み、それぞれ追加しているものでございます。

次に、11ページの一番上の表の15款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入では、間伐材の材生の増と市場価格の上昇により418万7千円を追加してございます。

その下の保安林産物売払収入では、皆伐実施面積の減により458万4千円の減となります。

次に、真ん中の表の16款、1項、1目、一般寄付金の2目、総務費寄付金では、ポータルサイトさとふるの追加をしたことによりまして、寄付金が増加するという見込みから200万円を追加しているものでございます。

その他の寄付金については、寄付者3名のそれぞれの意志に基づいた計上ということになります。

次に、下の表の17款、1項、2目の社会資本整備基金繰入金では、スポーツセンター建設事業および河川改修事業の事業費、さらに補助金等の確定に伴い4,030万円の減額ということになります。

次に、3目、産業後継者育成基金繰入金では、これは先ほど言いました道内研修が未実施ということで38万円を減額してございます。

次に、12ページの上の表になります。

18款、1項、1目の繰越金、前年度繰越金では、残額4,606万6千円を追加するものでございます。

次に、下の表の19款、諸収入、4項、1目の受託事業収入の健康診断受託金では、受診者数が107人から79人に減ったということで16万3千円の減額。

その下の草地整備等事業受託金では、前段の地域草地基盤強化支援事業補助金のところでも言いましたけども、道費の配分調整による事業が減ったということで74万8千円を減額してございます。

次に、13ページの19款、5項、5目の雑入、学校給食材料費では、臨時休校等により給食提供が減ったことにより247万2千円の減額となります。

その下の重度心身障害者医療費高額療養費等からがん検診等負担金までは、対象医療費や受診者数が減ったということで、それぞれ減額となっております。

その下のCO2排出削減促進事業補助金では、国民運動でございますクールチョイスの啓発活動を2市5町で実施しているものでございますけども、これの事業費が確定したということから22万3千円の減となります。

その下のスポーツ振興くじ助成金では、スポーツセンター建設に際しての器具、運動器具、トレッドミルやパワープレートなどの運動器具に対する助成、326万1千円を計上

してございます。

次に、下の表の20款、町債、起債対象事業費が確定したことなどによる補正でございまして、総額で3,279万5千円を減額計上するものでございます。

最後に、別に配布してございます資料1、ページのふっていないやつです。資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）でございますけれども、今回の補正予算によりまして、基金積立の追加を行った後、一般会計の基金保有高の見込みは、一番右側の下から4行目になります。38億9,115万4千円ということになってございます。

その後ろの方に資料2って付いていると思うんですけども、その資料2につきましては、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しておりますので、これは後ほどご覧をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）の内容について、説明をさせていただきますましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、ご参集願ひします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第2号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書39ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の39ページをお開き願ひします。

議案第2号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように4,383万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,385万7千円とするものであります。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、40ページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりでございますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、41ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、41ページの歳入から説明させていただきます。

1款、1項、国民健康保険税につきましては、1月末における調定額の状況から推計しまして、1目、一般被保険者国民健康保険税、1節の医療給付費分現年課税分に926万4千円を追加し、2目、退職被保険者等国民健康保険税では、1節の医療給付費分現年課税分で45万1千円、3節の後期高齢者支援金分現年課税分で9万1千円、5節の介護納付金分現年課税分で10万1千円をそれぞれ減額し、退職被保険者等の保険税総額で64万3千円を減額するものです。

次に、2款、国庫支出金、1項、1目、国庫補助金につきましては、当初国庫補助金による収入を想定しておりましたが、道補助金に科目が変更になったことから、全額の1,576万2千円を減額するものです。

次に42ページの、3款、1項、1目、保険給付費等交付金につきましては、1節の普通交付金で、保険給付費の決算見込額により4,127万円を減額するものです。

また、2節の特別交付金では、特別調整交付金分（市町村向け）に、受入科目変更により国庫補助金で減額した分に、執行残等を調整し、953万1千円を追加し、道繰入金（2号分）に、交付金算定実績により174万5千円を減額し、2節、総額で778万6千円を追加するものであります。

次に、4款、財産収入、1項、1目、利子及び配当金につきましては、預金利子が確定しましたので、財政調整基金利子に1万円を追加するものです。

次に、5款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、決算見込額により395万9千円を減額するものであります。

これによりまして、資料1をお開き願います。資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）でございますけれども、表の下から3段目の右端にありますとおり、平成30年度末の基金は3,490万2千円の見込みであります。

戻りまして、43ページをお開き下さい。

5款、2項、1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みにありますが、1節の保険基盤安定繰入金につきましては、総額で367万7千円を追加。

2節の出産育児一時金繰入金につきましては、252万円を減額。

3節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、4万3千円を追加。

4節、その他一般会計繰入金につきましては、法定内繰入分の46万5千円を減額するものであります。

次に、44ページの歳出について説明させていただきます。

まず、1款、総務費、1項、1目、一般管理費の9節、この旅費につきましては、都道府県単位化に伴う札幌市での会議の旅費を見込んでおりましたけれども、その多くは振興局単位での開催となりましたために13万5千円を減額し、13節、委託料では、システム改修業務の実績により、執行残の363万3千円を減額、25節、積立金につきましては、財政調整基金積立金および基金利子の額が確定しましたので、5万3千円を追加するものであります。

次に、3項、1目、運営協議会費につきましては、都道府県単位化もありましたので、新委員だけではなく全委員に業務必携を配付することから8千円を、予算の足りなかった8千円を追加するものであります。

次に、2款、保険給付費につきましては、1月末時点での実績から推計しておりますが、1項、1目、一般被保険者療養給付費につきましては3千万円を減額し、2目、退職被保険者等療養給付費につきましては505万3千円を減額し、45ページの5目、審査支払手数料につきましては19万7千円を減額し、2項、2目、退職被保険者等高額療養費につきましては200万円を減額し、4項、1目、出産育児一時金につきましては378万円を減額し、46ページの5項、1目、葬祭費については24万円を減額するものです。

次に、3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金額の確定により、1項、

1目、一般被保険者医療給付費分につきましては179万4千円を追加し、2目、退職被保険者等医療給付費分につきましては65万2千円を減額、次に、2項、1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては3万1千円を追加、2目、退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては19万6千円を減額し、47ページの3項、1目、介護納付金分につきましては、6万9千円を追加するものであります。

次に、6款、保健事業費、2項、1目、保健事業総務費の13節、委託料につきましては、受診者数が予定より少なかったことから、独自健診業務で45万7千円の減額と19節、負担金、補助及び交付金の脳ドックに係る健康診査助成金15万5千円を減額するものであります。

次に、8款、諸支出金、1項、3目、償還金、23節の保険給付費等交付金償還金につきましては、平成29年度の高額医療費共同事業負担金額の確定に伴う返還のため33万7千円を追加し、特定健康診査等負担金償還金につきましては、平成29年度に交付を受けております、特定健康診査等に係る負担金につきまして、実績より超過交付されておりましたので、この超過交付金分36万7千円をそれぞれ返還するため追加するものであります。

以上、平成30年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第3号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書48ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 続きまして、議案書の48ページをお開き願います。

議案第3号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように388万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,601万4千円とするものであります。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、49ページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、50ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、50ページの歳入から説明させていただきます。

まず、1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収保険料につきましては、1月末における調定額の状況から推計しまして、253万3千円を減額するものであります。

また、2目の普通徴収保険料の1節、普通徴収保険料につきましても、1月末における調定額の状況から推計しまして10万4千円を追加するものであります。

2節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、平成29年度の保険料滞納繰越が見込みより多かったことから5万5千円を追加するものであります。

次に、3款、繰入金、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減額が当初見込みより減となりましたことから、119万7千円を減額するものであります。

2目の事務費繰入金につきましては、51ページにあります歳出の3款、1項、1目の事務費納付金が平成30年度の額の確定によりまして、35万円の減額の実績となりまし

たので、同額の35万円を減額するものであります。

50ページに戻っていただいて、次に、4款、1項、1目の繰越金につきましては、出納整理期間中に収納された平成29年度分の保険料を前年度繰越金として3万5千円繰り越しするものであります。

次に、51ページの歳出について説明させていただきます。

3款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金の事務費納付金につきましては、先ほども歳入のところで説明いたしましたが、広域連合の事務費の清算によりまして、35万円を減額するものであります。

また、保険料等納付金につきましては、納付保険料等の減額分の353万6千円を減額するものであります。

以上、平成30年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君）次に、議案第4号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書52ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の52ページをお開き願います。

議案第4号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように431万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,595万円とするものであります。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、53ページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、54ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、54ページの歳入から説明させていただきます。

まず、2款、国庫支出金、2項、2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、事業に要する費用の減額により76万8千円を減額し、3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましては、事業に要する費用の減額により11万7千円を減額し、また、4目の保険者機能強化推進交付金につきましては、地域包括ケアシステム強化のための交付金の新設されることになりましたことから、科目を新設するため1千円を追加するものであります。

次に、3款、1項、支払基金交付金、2目、地域支援事業支援交付金につきましては、事業に要する費用の減額により83万円を減額するものであります。

次に、55ページの4款、道支出金、2項、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましても事業に要する費用の減額により38万4千円を減額、2目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、事業に要する費用の減額により、5万8千円を減額するものです。

次に、6款、繰入金、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、今年度会計の収支不足額に基金を繰り入れするため76万6千円を減額するものであります。

この結果、また資料1をお開き願いたいと思いますが、資料1の財政調整基金及び特定

目的基金の保有状況（見込）の表の下から2行目にあります介護給付費準備基金の平成30年度末保有見込額は2,262万5千円となる見込みであります。

戻りまして、56ページをお開きください。

2項、1目、一般会計繰入金の2節、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金につきましては、事業に要する費用の減額により38万5千円を減額。

3節、地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金につきましても、事業に要する費用の減額により5万9千円を減額。

4節のその他一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、事務費の減により100万円を減額するものであります。

次に8款、3項、2目、第三者納付金ですが、ここに誤りがありますので、訂正をお願いいたします。補正前の額が4千円となっております。第三者納付金と書かれた欄の右隣りです。そこが4千円となっておりますので、1千円が正しい数字ですので1千円に訂正してください。またそれにより、計の欄が5万5千円が5万2千円になりますので、訂正よろしくをお願いいたします。

なお、この5万1千円は第三者行為による保険給付費分の納付によるものです。

次に、57ページの歳出について説明させていただきます。

1款、総務費、3項、2目、認定調査費の12節、役務費では、要介護認定に必要な主治医意見書作成手数料を実績により40万円減額、13節、委託料では、認定調査業務の実績により30万円を減額するものです。

また、4項、趣旨普及費につきましては、PR用パンフレットの作成費用の減によりまして24万9千円を減額するものです。

次に、3款、地域支援事業費、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、決算見込みにより、13節、委託料のうち、サービス計画作成業務につきまして30万9千円を減額し、19節、負担金、補助及び交付金では、訪問介護・通所介護の介護予防・生活支援サービス事業費261万8千円を減額、2目の一般介護予防事業費につきましては、13節、委託料の運動指導等業務について、運動指導士の派遣要望等の減により14万6千円を減額するものであります。

次に、58ページの2項、包括的支援事業・任意事業費、4目、地域包括支援センター運営費の12節、役務費の通信運搬費につきましては、国保連合会との通信が、これまでの電話回線から、インターネットでの通信に変更したため、電話料の5万3千円を減額するものです。

9目、任意事業費の20節、扶助費では、実績見込みにより家族介護用品購入費助成の24万円を減額するものです。

次に、4款、基金積立金、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、介護保険給付費の余剰金の93万3千円を追加するものであります。

次に、6款、諸支出金、1項、2目の償還金につきましては、国庫支出金等返還金の額の確定により93万3千円を減額するものであります。

以上、平成30年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第5号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計補

正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書59ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案書の59ページになります。

議案第5号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

平成30年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、次に定めるものとしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ950万7千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億8,236万3千円とするものであります。

第2項では、歳入歳出予算の補正に関連する区分ごとの金額については、次ページの第1表、歳入歳出予算補正によることとしておりますが、その内容につきましては、61ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

第2条では、地方債の補正については、次ページの下、第2表、地方債補正によることとしております。ここはご覧をいただきまして、その内容につきましては、農業集落排水事業の借入限度額490万円を400万円に、個別排水処理施設整備事業の借入限度額を1,720万円を1,600万円に補正するものです。

なお、起債の方法および利率については変更ございません。

それでは61ページからの事項別明細書についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、農業集落排水事業と個別排水処理施設整備事業の事業費確定見込みに伴う補正となります。

まず歳入になりますが、1款、1項、1目、農業集落排水事業分担金、20万円の減額につきましては、新規接続の戸数が計画の5戸に対し1戸であったことから、4戸分の受益者分担金を減額するものです。

3項、1項、1目、国庫補助金、79万円の減額につきましては、農業集落排水事業最適化工法再編計画の委託業務を今年度行っておりますけれども、その事業費確定に伴いまして、不用額を減額するものです。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正算定によりまして、超過となりました一般会計からの繰入金を713万2千円減額するものです。

次のページになりますが、6款、3項、1目、雑入、71万5千円の追加につきましては、道道北見置戸線若富工区の支障物件移設工事について、事業費の確定および補償対象割合の増によります補償費の増加分となります。

7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、事業費の確定に伴いまして90万円の減額となりますが、過疎債を下水道債に振り替えております。個別排水処理施設整備事業債につきましては、事業費の確定によりまして、下水道債が80万円、過疎債が40万円、合わせて120万円を減額するものです。

次に、63ページの歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の35万円の減額につきましては、消費税納付税額確定に伴う減になります。1款、2項、1目、農業集落排水管理費の336万3千円の減額につきましては、需用費の施設設備修繕費、予算については、これ定額計上になりますけれども、550万円についての未執行分であります。下の役務費と工事請負費についても執行残の減額となります。

2 款、1 項、1 目、農業集落排水事業費の 2 6 1 万 4 千円の減額につきましては、委託料では農業集落排水施設整最適整備計画設計業務の予算額、これは 9 8 0 万円だったものが執行額が 8 2 0 万 8 千円であったこと。それから工事請負費では道道支障物件移設工事、予算額 3 0 0 万円について、施工箇所の減少があり、それに伴う執行残となります。

2 目の個別排水処理施設整備事業費の 3 0 2 万 4 千円の減額につきましては、工事請負費、個別排水処理移設整備事業における合併浄化槽の施工方法の見直しを行いまして、それに伴って工事費の約 2 0 % の圧縮が可能になったことなどによる減額となります。

3 項、1 項、1 目、元金と、それから 2 目の利子につきましては、長期債の 5 年毎の償還利率の見直しによりまして、長期債元金が 8 千円の追加、長期債の利子については 4 万円の減額となるものです。

なお、一時借入金利子につきましては、実績がありませんでしたので、全額の 1 2 万 4 千円を減額するものです。

次の 6 5 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、今回の補正に伴いまして、平成 3 0 年度末現在見込額は 2 1 0 万 8 千円減の 5 億 2, 1 0 8 万 5 千円となります。

また、別紙の方になりますけれども、資料 3 の方で今回の補正予算に関わります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、これにつきましては後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上、平成 3 0 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第 6 号 平成 3 0 年度訓子府町水道事業会計補正予算（第 3 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 6 6 ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案書の 6 6 ページをお開きください。

議案第 6 号 平成 3 0 年度訓子府町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、第 1 条の規定によりまして、第 2 条では、水道事業会計予算の第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしまして、支出では第 1 款、水道事業費の第 1 項、営業費用を 8 6 5 万 9 千円減額、2 項、営業外費用を 3 8 万 5 千円減額し、水道事業費の総額を 1 億 3, 5 2 5 万 9 千円とするものです。

次に、第 3 条では、予算第 4 条、本文括弧書き中の 3, 2 0 3 万 8 千円を 3, 2 7 9 万 2 千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入では第 1 款、資本的収入の第 1 項、企業債を 6 0 0 万円増額、第 3 項、補償金を 2 4 0 万 8 千円増額、第 4 項、出資金を 2, 4 7 2 万 5 千円減額し、資本的収入の総額を 9, 7 4 8 万 1 千円とするものです。

支出では第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費を 1, 5 5 6 万 3 千円減額し、資本的支出の総額を 1 億 3, 0 2 7 万 3 千円とするものです。第 4 条では、予算第 5 条に定めた企業債の事業ごとの限度額を表のとおり改め、限度額の総額を 7, 7 0 0 万円とするものです。

次のページになります。

第5条では、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を58万4千円増額し、総額を3,519万2千円とするものです。

次の68ページ、水道事業会計予算実施計画説明書になります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、内容の説明をさせていただきますが、通常の執行残による減額の部分については説明を割愛させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出ですが、収益的収入については、今回補正はございません。

支出になります。1款、1項、1目、原水及び浄水費につきましては、実績見込みに伴う執行残456万4千円の減額になります。特に修繕費の190万円の減額についてですが、大谷浄水場法面復旧修繕については、他の工事の進捗や業者手配の日程調整がちょっと困難であったことから、これについては未執行となっております。これにつきましては、かなり過去からの経過があり、十数年経過している現場でありまして、かなり法面の状況が落ちてきております。再度、施工時期を見極めて実施したいと考えております。

2目、配水及び給水費につきましても実績見込みに伴う執行残459万7千円の減額となります。特に修繕費250万円の減額について、これは定額予算計上しております施設機械等修繕について、想定よりはかなり執行が少なかったということで、予算全体の58%に当たる220万円の減額となっております。

3目、総係費では42万4千円の増額となりますけれども、昨年4月の人事異動による1名分の給与費を先の11月の臨時議会で増額補正したところでありまして、今回それに連動しまして、平成32年の6月に支給する期末手当にかかる給与等引当金について60万2千円を増額するものです。

4目、減価償却費は、水道メーターの増加分。

5目の資産減耗費は、配水管にかかる増加分となります。

次に、2項、営業外費用につきましては、それぞれ執行がなかったことによるものであります。

次に(2) 資本的収入及び支出ですが、今年度の予定工事が完了し、事業費が確定したことに伴います収入及び支出の補正になります。

まず収入ですが、1款、1項、1目、建設改良等に充てるための企業債では、各事業費確定に伴い、起債借入額を補正するものですが、今年度は7月に簡易水道事業認可となったことにより、二つ下の4項にあります出資金が一切なくなります。ここで減額しております。一般会計からの出資金が全工事分なくなった関係でこの不足財源については、この企業債で賄うためにそれぞれ追加しております。

なお、この企業債につきましては、後に発生する元利償還時に一般会計から補助金として一定の額を充当を受けることとなっております。

次の3項、1目、補償金では、道からの各工事に対する補償費を工事費確定に伴い補正するものですが、今年度から補償費の算定基準について、耐用年数の見直しがなされ、それぞれ増額となっております。

次に、支出ですが、1款、1項、1目、施設改良費では、南7線支障物移設工事では、本年度分の道路工事区間が1,100mから620mと縮小された関係で1,482万7千円と大きく減額となっております。

次に、70ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごと

に現金流れを見るための報告書になります。

まず、Ⅰの業務活動では、総額でプラス5,686万5千円、次のⅡの投資活動ではマイナスの8,837万3千円、Ⅲの財務活動ではプラス3,416万6千円となり、トータル資金増加は265万8千円となりまして、昨年度同期と比較しますと、大体2,479万円ほど減少しております。これにつきましては、先ほど説明したとおり一般会計からの出資金がなくなったことが影響しております。

また、別紙の方になりますけれども、資料4としまして、今回の補正予算に関わります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、これについては後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第1号の質疑を許します。議案書1ページであります。

ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 17ページのふるさとおもいやり寄付推進事業について伺います。これは先ほど説明がありましたが、今までJTBに委託して寄付いただいた半額をJTBが返礼品に充てるということでやっていましたが、今度、委託先が変わるってということと、返礼品の額なにかもどのように変わっているのか、またこれはいつからこういうJTBからこの委託先が変わったのか、そのあたりの経過をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案書17ページ、2款、1項、8目、企画費のふるさとおもいやり寄付推進事業の内容についてということでございます。

まず1点なんですけど、今回、説明にありました、さとふるの事業者の追加につきましては、JTBもやるし、さとふるもやるということで、両方一緒に運用する部分で進めるということです。というのは、非常に何て言うんですかね、インターネット上に出てくる部分が当然JTBでやっているふるさとチョイスというのがナンバー1なんですよね、さとふるさんというのはナンバー2で、ナンバー1、ナンバー2をやって、さらに寄付額を上げたいということで、二つの事業者と契約を結びました。実施は11月からでございます。今までの50%の報償費でJTBさんにお支払した部分で、その内訳は30%が返礼品、10%がJTBの手数料、そして残りの10%が送料という形で進めさせていただきました。報道等でいろいろ3割以内ということの部分ございましたので、これ国の指導も含めてですね、どうしてもですね、31%とか、32%の返礼率というのは出てきますので、そこを確かなものにするということで、返礼品については30%で残り手数料はJTBさんが10%、さとふるさんが12%、これも副町長からいろいろご説明いたしまし

たけども、さとふるさんはお礼のお手紙というんですかね、感謝状とかですね、そういった部分も全部代行してやっていただけるということで12%の率となっております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今回の件で再度ちょっとお伺いいたします。これは寄付をされる利用者にとって、二つできたということで選べるという利点もあるということですか。

それと以前の返礼品の中に津野町のお菓子なにかも入っていましたが、国からの指針というんですか、なるべく町内のもの、その地域のものということで話があったと思いますが、そのあたりはどのようになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 再質問いただきました。

寄付者の利点と申しますか、我々としては、なるべく名前が出る回数を多く寄付を多く集めたいという思いで二つの部分で拡大をしております。

それと2点目の津野町のお礼につきましては、以前、堤議員から一般質問でご質問あった部分でございますけども、6月時点ではふるさと納税に限った協定に基づくものは駄目、従来からの姉妹町の部分はOKということが北海道から出されていたんですけども、最終的にですね、国から地場産品以外は一切駄目ということで指針が出ましたので、現段階で11月から津野町の産品については返礼品から外した形となっております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。ページ数でいけば22ページになります。予防費ですね、各種健康診査業務にかかる委託料からはじまって、次の23ページの予防費はあるんですけども、この23ページの一番上段の部分については、質問はないんですが、この22ページの下段の予防費のこの囲みの中にありますように、すべからく減額になっておりますが、これは対象人数が減ったということだと、そういう説明もありましたけれども、その要因といえますか、なぜ減ってきているのかということをごどのように捉えておられるのかなというふうに思っていますので、その辺のものがあればお答えをいただきたいと思っております。

それからですね、せっかくですんで、ちょっとまとめた質問にしたいと思っております。

あともう一つ、次の23ページの環境対策費の中の地球温暖化防止対策事業で140万円、太陽光発電システムの導入が1件もなかったということなんですけども、これはその要因も含め、そしてこれから先、来年以降どのような、この結果を受けて見通しが何か協議されているものがあれば、ちょっとお伺いをしたいなと思っております。まずはこの要因、1件もなかったということの捉えをどういうふうにもみられているのかお願いいたします。

とりあえずこれでやめておきます。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 22ページ、4款、1項、2目の予防費の健康診査事業からでしょうか、健康診査事業、予防接種事業、検診・検査事業について、これにつきましては予算の段階で受診率を60%、これまでの実績よりも増進計画に見込んで高い

目標を設定して、それに伴う件数で見込んでおりますので、やっぱり実績との乖離が若干あったかと思えます。また予防接種につきましては、高齢者のインフルエンザの予防接種と成人用肺炎球菌の予防接種がございますけれども、成人用肺炎球菌につきましては、5歳刻みの対象年齢の方、全てが受けられるようにということで予算組みをしておりますけれども、勸奨のはがき等も出してしておりますが、やはりなかなか皆さんが受けてくれるということには、なかなか実態としてはなっていないという状況で、そういったところが要因かと思っております。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 23ページでございます。環境対策費の太陽光発電システム導入補助金の140万円減額の要因、1件もなかった要因という部分でございますけれども、はっきりした部分はわからないんですけれども、今回、予算では5件ほどみてたんですけれども、設置の申請者がゼロだったということで、要因の一つとしてですね、北電が今、売電価格も下げてきて、過去から比べると売電価格を下げているという部分も要因の中の一つかなと。それから流行りといったら、ちょっと言葉悪いんですけれども、かなり過去には太陽光発電をしている方が多かったですけれども、少し逆に落ちてきたのかなと。住宅を新築する、住宅を改築するというような部分の部分が落ちてきたのかなという部分も一つの要因かというふうに考えております。ただ、はっきりなぜゼロになったかというのは、ちょっと把握はしてございませんので、そういう感じかなと思います。それから来年以降の部分でございますけれども、これに関しては見通し等の協議というのは今のところはした経過はございませんけれども、必要であればまた継続しながらということも考えられますけれども、これは新年度ということになりますので、今の段階でのお答えにはならないと思っておりますけれども、そういう実情でございますのでご理解願いたいと思いません。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。全体的に整理予算がほとんどですので、説明で十分理解できたと思うんですけれども、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

15ページ、総務管理費の一般管理費の一番上の賃金ですけれども、期限付専門職員のところで△の269万6千円が計上されてますが、説明では2人のうち1人を人件費支弁に切り替えたという説明があったかと思えます。職員に気持ちよく適正な労働条件の中で働いていただくことが町民サービスの向上につながると思いますが、この1人を切り替えたことの狙いとか、その辺について特徴的なことがあれば簡単に結構ですから教えていただきたいと思いません。

2点目が少し下の委託料、情報管理事務の委託料で元号改正対応業務ということで委託が終わったということで整理をされて11万2千円浮いたというか、マイナスしたと思うんですが、元号改正というのは、これからだと思う、実際はね、それでこのコンピュータ処理がちょっと想像つかなかったんで聞くんですけれども、元号が決まってない中でこの委託はなぜ終わっているのか、その辺簡単に、聞けばすぐわかると思えますけれども教えてください。

それと16ページの町有林整備事業の造林業務の減額680万4千円ですか、これ説明

の中で道費対象外になったという説明があったかと思いますが、なぜ対象外になったのかあたりを教えてくださいたいと思います。

それと17ページ、これ先ほど、河端議員がお聞きされた、ふるさとおもいやりの部分ですけれども、11月から二つの選択肢を寄付者に用意したということでもあります。それで内容の違いはよく理解できましたけれども、その二つで再スタートというか、した時点での今までのシェア、どっちを寄付者が選択したか、またそのなぜだろうかという、そのシェアはどう分析されているか、これも簡単で結構です。合わせて返品の中で姉妹町の津野町のお品をやめたということに関して、姉妹町との協議とか調整等は、当然うまくいっていると思いますけれども、礼を失しないようにされたのか、その点だけをお聞きしたい。

24ページ、これで終わりです。一番上の農業振興、特定園芸作物の関係で実績0件だったということで、新規メロンの作付の増反の話だと思うんです。対象だと思うんですけれども、ここの、理由は大体わかりますけれども、これを使われないことについての認識をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） まず15ページの総務費の一般管理費の賃金の関係で、総務一般管理事業の賃金のございます。期限付専門職員1名減となったということでございます。期限付専門職員に1種から3種まであるんですけども、その中で1種というのが退職されて再度雇用するという方なんですけれども、この方2名予定しておりましたけれども、そのうちの1名がですね、再任用の方を希望されましたので、再任用ということで賃金とは別に給料で支払う形になりますので、その分が減額となったということでございます。それから情報管理事業の中の元号改正対応業務の関係でございますけれども、これにつきましては新元号をですね、仮想で想定しまして、そしてシステムの方を改修したということでございます。新しい元号が施行となれば、その時にチェンジすれば、切り替えれば、それで元号がそのところで動いていくということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目です。16ページになります。町有林整備事業、委託料の608万4千円の減額でございますけれども、これにつきましては、各事業、新植、地拵え、下刈り、間伐、除伐、野鼠駆除等の事業の実績の減、プラスですね、保育間伐の部分が先ほど副町長からのお話があったように、道の補助金が付かなかったということでございます。その部分が428万5千円減額と。大きな要因でございますけれども、これにつきましては、道の方に補助金の申請を行ったんですけども、道からの割り当てが今回、訓子府町がなかったということで、この保育間伐は見合わせたということで、次年度以降また申請等をしながら進めたいということでございますので、ご理解願いたいと思います。

それから次に24ページ、特産品園芸作物作付維持事業補助金の48万円の減額でございますけれども、これは山田議員が先ほどおっしゃったように、訓子府メロンの増反等に対する助成ということで補助要綱を策定しておりますけれども、今回30年度につきましては、種子助成7万500円、それと花粉交配の蜜の助成で36万4千円の助成を行っております。

す。種子助成については65戸、それから花粉交配については56戸ということでございますが、ただ、増反をして作るという方が今回いなかったと。これについてはメロン振興会の方でも各農家さんの方にいろいろなお話をしながら募集をしたんですけども、結果的には増反までする方がいなかったということで、今回は48万円の減額でございますが、次年度以降につきましてもですね、メロン振興会を通じながら増反をなるべくしていただけるようなことで考えてたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 17ページ、2款、1項、8目、ふるさとおもいやり寄付推進事業の関係でございます。ちょっと正確な数字ではないんですけども、全体で1月末でいうと、JTBの方が1,400万円、さとふるが860万円、およそ62%と37%、ただ、さとふるは11月からですので、ただ大部分は12月の寄付が多いということと、2月1か月の状況を見ますとほぼ均等というか、100万、100万の状況になっていません。

津野の姉妹町の関係ですけども、一応、菊池町長から池田町長に電話をしていただきまして、国の指針も含めてですね、そういうこと、また違う部分があればということをお願いをしたところでございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 1点目でお聞きした再雇用に係る勤めてもらうスタイルの話なんですけども、人件費支弁に切り替えた人、いわゆる再任用、これ選べれるように聞こえたんですけども、選べれるんですか。なぜこういうことを聞くかということ先ほども言ったように働いてもらう人に少しでも気持ちよく、良い条件で安定的な仕事をってもらうということで聞いているんですけども、そういうことですかね。それが一つ。

もう一つあります。ごめんなさい、さっきちょっと漏らしちゃったんですけど、19ページ、敬老祭の需用費の食糧費のところの説明ありましたね、この42万8千円、キャンセルだと思って予算補正したんですけども、キャンセルというか支払わなきゃならないと思って予算を補正したんですけども、経過の中ではキャンセルが認められたという説明に聞こえたんですけども、そういうことあるのかなと思っておりましたけども、よもやと思いますけども、業者に、誰か僕は全然知って聞いてませんけども、我慢させたり、迷惑をかけたような形にはなっていないかということだけをちょっと簡単に確認します。なぜかと言うと、物を作って用意したという説明あったような気がしたんですけども、それを払わないで済むことがちょっとわかんないけど、その辺も含めて、ああなるほどなっという簡単な答えを期待しております。

2点です。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま1点目の15ページの総務費の総務一般管理事業中の賃金の関係で、再雇用と再任用と選択できるのかということで、30年度まではそういう形で期限付専門職員と、それから再任用とほぼ同じような条件になっているんですけども、それを選択することができましたけども、31年度以降ですね、雇用と年金の接続

の関係についてですね、これ国、道、他の市町村も再任用というような形で動いていますので、本町につきましても再任用という形で進めさせていただくというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 19ページの3款、1項、2目、老人福祉費の敬老事業の需用費、食糧費、これは敬老祭の食糧費によるものですが、業者に我慢をさせていないかというご質問でした。9月の定例議会で追加補正をさせていただいて、その時にも簡単に説明させていただいておりましたけれども、具体的には、食糧費の大まかな部分では、お料理の折、折詰ですね、それと赤飯、それとお菓子、記念品として配るお菓子、それと飲み物、果物、これらがだまかなところなんですけれども、これのうち飲み物につきましては、また後で後日出していただくということで、また冷やし直していただいたりだとか、そういうご面倒はお掛けしておりますけれども、まずは菓子につきましては、もう全部出来上がっておりますので、それについては定価で買い取りさせていただきまして、どら焼きだったんですけれども、高齢者の出席予定だった方に日程を変更しますというお知らせの文書とともに1軒、1軒、その菓子を持って配らせていただいております。それと赤飯につきましては、もう既にお米をうるかしてしまっているということで、炊き上げることもできない状態、ブラックアウトでできない状態だったものですから、原材料費を弁償させていただいております。もち米の分を費用を払わせていただいております。折詰につきましては、一部分のお料理が出来上がっていたということで、その分についてはパック詰めさせていただいて、1個200円で売ってくれないかということでしたので、職員に余ったどら焼きと、あと果物全部買い取りしたんですけれども、それらを合わせて職員に買い取りしてもらって、全てその買い取ったお金は雑入ということで、町の会計に入れさせていただいております。そういったところで補正予算した時点では、まだキャンセルがどれだけあるのかとか、そういったことがまだ見込める前だったものですから、当初予算に基づいて予算を組ませていただいているんですけれども、結果としてこういうキャンセルを受けていただいた業者があったということで、私としても非常に感謝しているところです。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西森信夫君、

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。16ページの公有林管理費の中の町有林管理事業の原材料費、これの内訳、修繕費が多いのか、碎石の部分が多いのか聞きたいと思いません。

それともう1点、22ページ、衛生費の2目、予防費の中の検診・検査事業の中の毎年これ聞くんですが、胃のバリウム検査をやる訳ですが、非常にこれ受診率が落ちているということで、今後もこれバリウム検査にウエイトを置くのか、胃カメラの方にシフトはしないのかお聞きしたいと思います。

それからもう1点、23ページ、4款、1項、2目の予防費の中の蜂駆除業務、これ業者がないため、役場の職員がやったということなんです、これ今後の見通しとしてお伺いをしたいと思います。

もう1点だけ、次の24ページ、6款、1項、4目の畜産事業の△114万、これの内

訳、面積減ということなのですが内容をちょっと知りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず16ページの町有林管理事業、原材料費の減額につきましては、これは町有林林道の修繕等に使うための原材料ということで計上してございますけれども、昨年については、融雪、それから局地的な大雨等によります緊急の道路側溝の土砂上げ、横断管の入れ替え等がありまして、想定していた作業へのバックホーの借上料が増大しておりました。それに伴いまして、逆に切り込み材積等を運搬するダンプトラックだとか、切り込みの砕石等の使用がなかったと。なかったというか少なかったということから原材料の部分について減額をさせていただいたということでございますので、ご理解願ひたいと思います。

それから畜産業費、24ページの畜産担い手育成総合整備事業110万4千円の減額の内容でございますけれども、これは公社営の畜産担い手育成総合整備事業において、草地の造成、それから草地整備にかかる費用の部分の町負担分でございますけれども、今回につきましては、農地造成部分が当初1haみてございましたが、これが今回なかったということからゼロ、それと草地整備事業の予定、14.3ha予定してございましたが、実際には10.81haということで、3.49haの減ということで事業量が減ったということでございます。この事業量減った分につきましては、31年度で新たに事業を行いたいというような希望も持っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 22ページ、4款、1項、2目の予防費、この中の検診・検査事業の中の胃カメラの検査についてです。この胃カメラの受診率が下がっているということなんですけれども、当初予算からみると下がるはいるんですけども、実績としては例年からいくと下がっている訳ではないと認識しております。ちょっと今、数字の方ははっきりわかりませんが、そういう認識でご理解ください。

検査の内容について、バリウム検査ということのお話でした。私としまして、精度の面からみてもバリウム検査ではなくて胃カメラにしたほうがいいというのは重々理解できるんですけども、集団検診では胃カメラによる検査ができないということでもあります。また北見市も地元の医師会と胃カメラによる検診についての協議を何度かしたんだと思うんですけども、受け入れが難しいということで、今、胃カメラ自体も各病院、病院受診されている方の検査で数か月先まで予約が埋まっているような病院もありますし、なかなか検診までは手が回らないということで、医師会の方からはお断りを受けているということで、本町についても同様の回答ということになると想定しておりますので、本当は検討したいところなんですけれども、できないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 23ページでございます。衛生費、2目の蜂駆除業務、今、業者がないので今後の見通しについてどうだということのご質問いただきました。以前は高齢者促進対策協議会という方が、訓子府の方がやってくれてたんですけど、その方ができなくなりまして、昨年度は北見の業者にお願いはしてました。ただ、蜂駆除の性格

上、やっぱり困っている方がいるので、その業者の方もすぐに対応できないとか、あと高いところはできないだとか、いろんなことがありましたので、職員の方でやっちゃえという感じでやってしまったところでございます。来年についてはですね、ある業者とちょっと相談をしまして、おおむねやってくれそうなところが見つかりましたし、また高いところについても、高所作業車を持っている業者さんにその時間だけ来ていただくという話もちょうと今詰めていますので、今年については、それは訓子府の方ですけども、やれると思いますので、そういうことで進めていきたいと思いますので、ご理解願います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。8ページお願いします。13款、国庫支出金の国庫補助金の中の区分4、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金、これコミュニティスクールに関する補助金と伺いましたが、この内容についてお願いいたします。

それから11ページ、基金繰入金の中の産業後継者育成基金、今回、道内研修が未実施だったというんですが、この近年の実施状況と今年度未実施だった内情などをお知らせいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 議案書8ページの13款、2項、4目の教育国庫補助金の中の学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金の関係でコミュニティスクールの事業内容ということでご質問ございましたけども、これの補助につきましては、今、本町で導入を予定しておりますコミュニティスクールに関して、その推進事業ということで、昨年2月からコミュニティスクール推進委員会を町民の方々やPTA、学校関係者で組織した推進委員会を設置しているところですけども、そのコミュニティスクールを推進するにあたっての関係経費ということで、例えば資料の印刷に係る消耗品だとか、それと他に、そういった消耗品だとか、あと昨年は先進視察ということで上士幌町に視察を行っているところですけども、そういった関係のバスの借上料だとか、研修会を昨年実施しているところですけども、そういった研修会等に関わる経費ということで補助対象となっていることから、それにかかる事業費の3分の1を国庫補助として受けるということで計上しているものでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 11ページ、17款、1項、3目、産業後継者基金繰入金の38万の減額の道内研修のことについてのお尋ねがございました。

近年の状況につきましては、そもそも道内研修は予定はしてなかったんですが、平成25年に商工会青年部の方々を中心にですね、異業種の皆さん方で道内研修、テーマについてはフリーマーケットですとか、道の駅の視察等ということで要望がありまして、平成26年度に20万円を増額して7名の方が道内1泊2日で実施をしております。その後、道内についても基本的には1泊2日で概ね6人程度ということで実施を予定して募集をかけているんですが、なかなか応募がないと。団体等にも呼びかけをしているんですが、あと広報等にもお知らせをしているんですが、実態としては今のところ要望がないということで今回も減額になっているところなんです。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。まず歳入の方から、6ページの第11款、2項、1目、民生費負担金の老人施設負担金、これに関しましては、執行がゼロという形に、10万9千円の減で執行ゼロという形になったと思うんですけども、ちょっとこの老人施設負担金と、よくいう老人福祉施設保護負担金って、これ同じ意味合いだと思うんですけども、要は、つまり老人に施設入る時に必要な費用を徴収金といいますか、入所される方の所得なり、その扶養義務者の所得、税額等の足りない分を補填してくれるものというふうに思うんですけども、とってたんですけども、前回のちょっと説明の中で平成29年ですかの説明の中で100万円単位ぐらいでこうちょっと落ちた、この金額が落ちた時に北見に入所されている方が9月で亡くなったからだというような話、それはその時に高額所得とおっしゃったんですよ、説明ね、それでちょっと理由がわからなくなったので、今、私が言った老人福祉保護負担金と老人施設負担金というのと同じ意味合いかどうかということだけちょっと確認させていただきたい。もし違うのであれば、その部分をちょっとお知らせいただきたい。要は貧しい方の入居者がいなくなったということで捉えていかというふうなことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから同じ6ページの11の2の1、2節の児童福祉費負担金、これの中の一番下のところに民生費負担金の一番下のところの広域入所市町村負担金、広域入所利用者負担金というお話で、先ほど副町長の方からも他市町村から7名の入所等があるという説明をいただいたんですよ、これに対して前段上がってました国庫補助金の46万円が減額で執行ゼロ、ならびに道支援金の同じように施設寄付金の負担の個人負担の分が23万ですか、減額、これが執行されなくなったというお話でしたので、当初この説明の時に確か広域入所で北見市の市立の方へ入園というか入所される方がいるという説明で、これの申請を出しているというようなことでお聞きしてたんですけども、そこら辺がどういう経緯になったのかをちょっとお聞かせいただきたい。つまり全員が公立に行った、もしくは訓子府の方に入ったとか、そういうようなことなのかということをお聞きしたいと思います。

それから3点目にですね、同じ6ページの、これ支出の方も関係してきますけど、12の1の4の農業施設使用料の牧場使用料の当初予算で1,880万の牧場使用料であったのが、今回補正で約1千万円プラスの995万2千円と。合計で2,876万円になったという形で書かれております。その他にも草地使用料の方も今回増えているということも合わせましてですね、その黒字になった要因を再度ちょっとお知らせください。先ほど副町長からの入牧頭数が増えたと、入牧頭数と他町からのあれが多くなったというお話をお聞きしたんですけど、それに対して、あわせましてですね、増えたということで、同じ支出の中で25ページ、6の1の7、牧場管理費ですね、牧場管理費がちょっと気になった部分がありました。これで歳出的には牧場管理費が予算額の補正もありまして、2,584万円という支出になったということで、これ先ほどのと計算しますと普通の企業でいったら黒字になってというようなことになるかと思うんですけども、これで前、私ちょっと収益の上がない施設っていうような質問の仕方をしたんで大変申し訳なく反省してお

りますんで、それでそこで気になりましたのは、その経費の中で先ほど入頭数が増えた、いろんなこと含めまして、機械借上料の減という形で入頭数の増に伴って、部分的なものが整備できなかったとか何とかって報告いただいたと思うんですけども、すごく気になっていますのは、そういうふうに入頭数が増えた形になって、牧場施設が今、非常に老朽といいますか、私、視察行った時、2年前ですけども、その部分で非常に車が古かったりですとか、いろんなものが多かったように思うんですけど、そこら辺の辺り、今回の機械借上ですか、等含めましてですね、対応できなかったということも含めて、そういう問題点がなかったかどうかという点に対してちょっとお聞きしたいということですけども。

○議長（上原豊茂君） 申し上げます。質問については簡潔にポイントを押さえてしてください。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） それでは6ページ、11款、2項、1目、民生費負担金の1節、社会福祉費負担金の老人施設負担金についてのご質問でございます。これにつきましては、事業名が老人保護措置事業という事業名になっておりますが、これにつきましては、自立できなくなったお年寄りを、身寄りもあんまりいないとか、経済的にも困窮しているというような方をどうかしなければいけないという時に、養護老人ホームなどに町が措置をするという場合がございます。その場合に所得に応じて負担をいただくということになります。それで平成29年のお話だったかと思っておりますけれども、その時はちょっと長く入っていた方がいらっしゃったんですけども、その方は年金の収入がかなりあって課税の状況だったんじゃないかと思うんですよね、それで一部負担金というものが発生しました。その一部負担金を払っていた方が9月ぐらいになくなりましたので、半年分をマイナス補正をさせていただいたのと、もう1名増えたら困るということで、当初の予算分、見込みの部分がありましたので、1.5人分を減らしたことによって大きな金額の減額補正をさせていただいている経過があります。1名じゃなかったかもしれないですね、当初の予算で2名ぐらいみてたかもしれないですけど、ちょっと今、数が定かじゃないですけど、それで今年につきましては、1名措置されている方はいらっしゃいます。ただ、この方については生活保護を受けていらっしゃいますので、一部負担金は発生しておりません。それによりまして、1名いるんですけども、負担金は0名ということになっております。

○議長（上原豊茂君） こども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） それでは11款、2項、1目、2節、児童福祉費負担金、この中の広域入所の利用者負担金についてのご質問がありました。まず広域入所、利用者の負担金なんですけども、これは広域入所にかかります利用者が支払う保育料となります。30年度につきましては、まず本町のこども園へ他の町から4市町から7名の広域入所がありました。これら7名分の保育料として82万1千円が追加となります。そしてもう一つは訓子府町から他の町、北見市なんですけども、私立の保育所に入所を見込んだ分、これは訓子府町民ですんで、訓子府町が保育料もらうんですけども、その1名分27万2千円を計上していましたが、実際北見の方の入所調整の中で公立の保育所の方に入園が決まったということで予算組みしてた、この金額が不要となります。それで差し引

き54万9千円を補正するというものでございます。

後段の国庫支出金と道費の支出金、これらもその方の関係なんですけども、北見市で仕事をご夫婦ともされているということで北見市の保育所に入所ということで、北見の中で利用調整等が図られまして、公立の保育所に入所したということになっております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目です。歳入の12款、1項、4目、農業使用料の牧場使用料でございますが、今回995万2千円増額の要因等についてのご質問でございますが、今回につきましては、町内牛、それから町外牛ともに昨年度より多く入牧していただきました。町内牛でいきますと当初の計画では5万8,500頭、これ延べ頭数でございますけども、期間中いる頭数でございますが、延べ頭数で5万8,500頭でしたが、それが7万9,056頭と約2万頭増えました。それから町外牛でいきますと、当初予算では2万6千頭でございましたが、それが5万1,526頭と2万5,500頭あまり増えたと。これについてはオホーツク網走の乳用牛がオホーツク網走の牧場が縮小されるということから、訓子府町への入牧を希望するというので、その部分が主に増えたというところでございます。その他に昨年度からは十勝清水町からも2戸同じように入牧していただいております。それから肉牛については当初予定3千頭ですが、実際には3,033頭と。これは計画どおりの入牧でございます。それからもう一つの要因としましては、入牧の期間なんですけども、当初、例年大体150日前後ということで150日で見ましたが、実際には30年度につきましては5月の19日から10月の20日までということで、159日、9日間延びたということも使用料の増の要因ということでございます。それから支出の方でございますけども、25ページの牧場費の牧場管理費の機械借上料、使用料及び賃借料の機械借上料83万8千円の減額という部分の内容等、問題点につきましてですけども、これにつきましては、今、説明したように、入牧頭数が当初予定したよりもうれしい悲鳴というんですか、かなり増えたと。いっぺんに増えたとということから、牧場の業務、授精業務、それから管理業務、そういう部分が当然牛が増えたことによりまして、忙しくなったということから、牛舎の簡易的な修繕、それから牛が飲む水槽ですね、水槽の修繕、更新等について、一部作業ができなかったものがございました。それに伴いまして、機械の借上料ですので、よそから機械を借り上げて技能員が作業するというところでございますが、機械を借り上げないで手持ちの機械で対応したとか、そういう部分もございましたので、そういう部分でダンプ、高所作業車、バックホー、ダンプトラック等の借り上げが減額となったということでございます。これに関しましては問題点としましては、堤議員がおっしゃるように、かなり老朽化等は進んでいる施設でございます。機械等もそうでございますけども、やはりきちんとした整備等をこれからもしていかなきゃならないという部分は認識しておりますので、新年度につきましては、ちょっと入牧頭数をもう一度見直してですね、入れればいいというものではないということで、その辺もちょっといろんな方のご意見を伺いながら、入牧頭数の制限等も考えながら進めたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑あろうかと思っておりますけど、ここで午後1時45分ま

で休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、議案第1号の質問を受けたいと思います。

ご質疑ありますか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。31ページと33ページ、同じなんですが、こども園と給食センターですね、食物アレルギーの対策として、生活管理指導表作成費補助金が載っていますが、1人当たり6千円になりますが、これは食物アレルギーのお子さんに対する献立表をあげるのか、その内容ですね。それで本町の子どもさんの中で食物アレルギーを持っている方が、これ占めて35人ということなんでしょうか。その辺のことを教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま、議案書の31ページのこども園費にあります負担金、補助及び交付金の生活管理指導表作成費補助金と33ページにあります給食センター費の同じ生活管理指導表作成費補助金の関係で、食物アレルギーに関する内容ですので、給食センターを所管しています私の方でご説明申し上げます。

学校給食やこども園での、それぞれの給食に関わる食物アレルギーにつきましては、これまで保護者にアンケートをとりまして、アレルギーあるなし、ある場合については、それぞれの管理栄養士等と面談しながら、その対応を図ってきたところでありますけども、近年、食物アレルギーを持つ子どもの増加や事故防止を徹底を図らなければならないことから、国や道では、食物アレルギーに対する対応の指針というのを出してございまして、その指針に基づいて、本町でも食物アレルギーに対応する指針を今回、こども園と協議を重ねながら作成をしてきたところで、その柱の大きなものの一つに食物アレルギーの対応については、医師の診断を持って対応を図るということ。その大きな要因としては、保護者の思い込みや、いろんな状況があることから、きちんとした医師の医学的根拠に基づいた食物アレルギーの対応を図ることということが指針の中で大きく盛り込まれているところです。そういったことを受けまして、今年度、31年度の給食から適用させるために、保護者との面談を進めながら食物アレルギーにどう対応していくかという協議をこれから進めていくところなんですけども、前段、先ほど申し上げましたとおり医師の診断をしていただくために、町で作成しております生活管理指導表の中に医師の所見といいますかね、診断をしていただいて、それをもって食物アレルギーの対応をするということといたしました。その文書料っていう、診断書にかかる費用については、概ね北見市内のアレルギー科をもっている病院に確認したところ6千円以内ということで文書料が、診断書料ということですね、以内であることから、今回それぞれ、現在アレルギーについては対応しているところなんですけども、そういった現在対応している実績、人員等を勘案しながら1人当たり6千円を上限として補助するというところで予算を計上させていただいたところで

す。これは子どもの医療費のように、医師会、直接払いではなくて償還払いということで、いったん保護者に支払をしていただいて、その金額をもとに申請をいただいて、その金額を全額補助するという内容で進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それとアレルギーの人数ですけれども、こども園については、今、対応しているのが8名です。新たに新入園で見込まれるのが2名ということで、プラス2名ということで10名の予算を計上。各小中学校においては25名の予算を計上しているんですけれども、同じように現在対応しているのが23名でプラス2名ということで25名分の予算を計上しているということです。

それとちょっとアレルギーの実態なんですけれども、現在多くは果物だったり、甲殻類、カニ、エビのアレルギーを持つ児童が多いようです。それと魚卵とかキウイとかそばとかかっていうのあるんですけれども、これについては学校給食では提供しない食材ですので、こういった部分をちょっと除かせていただくということで、今、進めようとしているところですのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 6ページですね、12款、使用料及び手数料、農業使用料について、ちょっと聞きたいんですけれども、非常に995万2千円と非常に大きな使用料が発生した裏にですね、非常に入牧頭数が多かったということでございますけれども、非常に予定数量よりも1.5倍ほどの延べ頭数を扱っている訳でございまして、これで作業の安全、それから入牧牛の安全に対して、きちんと担保されていたのかどうかということが1点お聞きします。

それともう1点ですね、搬入された地域ですね、が今ちょっと聞いて驚いたんですけれども、非常にセンチウ等の発生地域に近いところ、お聞きしたいのは、その地域を抜けてくる、当然搬送車等も来ていると思うんですけれども、それに対しての対策は何かとられていたのか。そのまま入って来られたのかということもちょっとお聞きしたいと思います。

この2点お願いします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 歳入の6ページ、農業使用料、牧場使用料に関しまして、2点のお尋ねがございました。

まず1点目の入牧頭数が増えたことによりまして、作業の安全性、それから入牧牛の安全等についての部分でのご質問でございますけれども、正直申し上げますと入牧牛が過去にないぐらい入ってきたと。急に増えたということで、作業の安全性については牧場技能員、かなりベテランでございますので、そういう部分では安全性については自分たちで考慮しながら、考えながらやっていただきました。それから入牧牛の安全性に関しましては、やはり入牧頭数が多くございましたので、例年よりはですね、流産する頭数ですとか、怪我というか骨折等をする牛がやっぱり頭数が多い分、怪我、流産の頭数も多いですけど、比率的にいえば、それほど変わらない部分で推移したというふうに考えてはございます。

それから2点目の搬入された地域、オホーツク網走の酪農家からの入牧に関しましての

対策につきましてはですね、向こうでの対策ちょっとわからないんですけども、こちらに入ってきてからは牧場のところに洗車機がございますので、そういうので洗ったりとかしての対応等は行っておりますけども、向こうからの搬入の部分では、ちょっとそこまで確認はしてございませんので、またそれについては、もしまたそういうのがあれば向こうのJAの担当者とも話をしながら対策等も考えたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。ちょっとだけお願いします。6ページです。6ページの負担金の中の民生費負担金の中の配食事業利用者負担金が15万7千円の減ということで、その裏としまして、結局、19ページの支出の欄の老人福祉費の中の配食サービス事業が42万1千円マイナスになると。そういうことなんですけども、これについてはこの原因というんですかね、人がいなくなったとか、途中でやめたとか、この原因について、どういふふうになっているのか。実際、使われている量とか、わかるなら簡単に教えていただきたいと思います。

それから6ページのその下、民生使用料、温泉保養センター使用料が58万6千円減ということで出されています。ただ先ほどの説明の中でパークとのセット券の利用が悪くて減ったんでないかというような意向の説明もあったんじゃないかと思うんですけども、ここら辺の実態をちょっとお知らせください。

それともう一つです。11ページ、寄付金の中で教育費寄付金ということで30万円があって、これについてはスポーツセンターの備品をというふうなお話で説明があったんじゃないかと思うんですけども、こういう時っていうの、この30万円というのは個人の指定寄付でしょうから、30万円にあわせた中で寄付を用意するとか、それとか今までスポーツセンター新しくなるのに、いろんな器具を用意していると思うんですけども、その中にポツンと30万円を足してお金を足しているだけなのかとか、その扱いについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 6ページ、11款、2項、1目、1節、社会福祉負担金の中の配食サービス事業利用者負担金、ここで17万5千円減している訳ですけども、あわせて歳出でも費用が減になっているという、この理由でございますけれども、配食サービスを受けている方の中でお亡くなりになられた方が多かったということが挙げられるかと思えます。その割に新規の方が増えてはいるんですけども、お亡くなりになられた方、転出した方に比べて増えなかったということでございます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 6ページの民生費使用料の温泉保養センターの使用料の関係でございますけども、減額の要因につきましては、先ほど副町長の説明あったように、寿券の利用者増、それと夏の期間の天候不順によるパークゴルフセット利用者が当初計画よりも減になったこと。それとブラックアウトの停電によりまして、2日間営業停止を余儀なくされたということで、実質的には2日プラス半日ぐらいということになりますけど

も、営業を停止されたということによりましての減ということでございます。それでパークゴルフのセット券につきましては、当初予算では大体220から30人ぐらいということもありましたので、一応260名を見込んでいたんですけれども、実際には189名ということで約50人、60人ぐらい減になったという部分がございます。その他、大人の入場者が約700名ほど減、それから回数券の利用者も約500人ほど減と。それから老人、それから身障者の方については、大体予定どおり4千人ほど入ってきておりますので、当初予算どおりという部分でございます、合計でいきますと約2,422人ほど当初計画よりは減だったということでございます。それプラス金額でいきますと先ほどいった寿券の利用者が年々増加、65歳以上の方について割引の券を発行しておりますので、その部分が利用者が増えてきていると。増えているというか、利用者があるということでの総体の中での減額ということでございます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、3点目で寄付金の関係でございました。30万円の教育指定寄付はスポーツセンターではなくて、一般的な教育に対する寄付ということで承りました。そういうことでは社会資本整備の一般の部分に積み立てをさせていただいております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。まず13ページ、19款の5の5、雑入に関してちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目に学校給食費、一番上にあります学校給食費の、これの材料費が247万2千円の減額になっているということで、先ほど副町長の説明の、別の項目だったと思うんですけど、高校生が入学想定が40名から31名に減ってたとか、そういうような説明でしたけど、大きくこの247万2千円の減額になった理由をお知らせください。

同じくもう1点目が、その他雑入の中で雑入の中に雑入自体はあれなんですけど、前回ちょっとこここのところで質問した時に、個店名出したらいいのかどうかちょっと迷う部分もあるんですけど、駅茶屋の使用料も含むというふうに説明が前回受けたと思います。私、駅茶屋さんの契約は商工会とのものだというふうに思っていたものですから、町施設として直接町との契約なさってて、その賃借料というから経費を払っているものなのかどうかということを確認したい。どういうふうな扱いになっているかをちょっとお知らせください。

それから歳出の方にいきまして、17ページ、ふるさとおもいやり寄付金、先ほどからいろいろ質問ありましたけれども、単純なお話としてですね、今回、歳入の方で寄付金に変更ありましたように2,700万という収入ありました。そして今回、ポータルサイト、いろいろ変えたりなんだりも含めまして、歳出部分にして、要は経費ですね、経費として1,593万と。そうすると経費比率が59%になっちゃうんでないかなというふうに、数字だけみますと思われるんですけども、基本的には先ほどからお話、課長お話ししたように5割を目標の状態に近づけたいということで、ちょっとおっしゃっている話と若干数字的に合わないんじゃないかと。その部分のちょっとご説明をいただきたいと思います。

それから26ページ、7款、1項、2目、商工振興費ですかの中で、これ説明いただき

ましたけれども、商工振興費の中の商店街協同組合補助金という形で補助金が14万を減額補正という形でゼロにしてあると。打ち切りますという話で、商店街協同組合さんの解散の目途が立つ、目途が立つという言い方が正しいかどうか、だということ打ち切りという話でお聞きしたんですけど、私ちょっと気になっているのは、高度化資金を借り入れしている店舗の完全返済が終わったのかどうかというのがちょっと疑問に思うんです。年数でいったら、そろそろ終わりでいいのかと思うんですけども、結構延長かけている方が多かったと思いますので、そこら辺の確認を、こちらでわかるのであれば、わからないのであれば、あれですけども、そういう形で商店街協同組合さんがなくなるというお話だということだけで終わるかもしれませんけども、それをもしわかれば教えていただきたいと思います。

次、その同じ中の商工振興費の中の店舗出店等支援事業補助金に関しまして、規約的なものの、ちょっと私、理解がしてないものですから、あらためてちょっとお聞きしたいんですけど、平成27年に出店されたところ1件と、30年度に1店出店されたところ、これ同じ経営者でないかなというふうに思われる節があるんですけども、そこら辺はどのようになっていますでしょうか。そこら辺が問題ないのかどうかということも含めて、また違うのかどうかということも含めてあわせてお聞きしたいと思います。

あと29ページ、10款、1目、3項、スクールバスの運行費の中で、車両の修繕料という形で160万円の補正が上がっております。確かにラジエーター、クラッチやブレーキ、主要部分ですよ、の修繕で160万円とかかっていますけれども、これスクールバス1台に対してとかなのか、それとも数台にわたってなのか、つまり、ちょっと知りたいのは、スクールバス自体が結構耐用年数きてるものかどうかということだけ、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。その状態がどうかということでお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） まず議案書の13ページ、19款、5項、5目の雑入の中にあります学校給食材料費の関係ですけども、これについては給食センターで取り扱っております賄材料費にかかる分を給食を提供している保護者にご負担いただくということで雑入で受けているものです。この減額補正の要因ですけども、説明では給食日数の減とかがということで説明申し上げましたけども、大きな要因の一つは訓子府高校の生徒に提供しています給食の食数が減っているということが大きな要因としてなっております。訓子府高校に提供する食数については、新入学40名満額をみるとともに在校生についても実際は提供はしていないんですけども、何らかの理由により提供することになるということも想定されますので、在校生全員分を予算計上をしているところです。現実的には議員ご存じのとおり新1年生については40名のところ31名、在校生についても年度当初73名いたんですけども、それが何らかの理由により減ってきているということで、現在は69名になっているということです。その中で大体約75%の方が給食を提供しているという実態ですので、想定的には当初予算よりも39名の人数が減っているということで、そこで大きな減額の要因があるということで、その部分については約172万6千円の減額となっております。また小中学校の授業日数の減ということで臨時休校や行事等で食数が

予定よりも減っているということで、その分がおよそ75万2千円で、合わせて247万2千円の減額を補正をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） ここで私が答えるかどうかちょっとわかんなくて、ちょっと一部、二つ目の質問の中で何を言っているか部分わからなかった、あるもので、駅茶屋の件です。今回の補正予算の説明の中では駅茶屋の部分というのは説明しておりませんので、そのことはちょっとご理解いただき、ただ、言っている意味合いはわかりますので、雑入に入るといふ部分でいけば商工会としての使用料の関係はあります。直接、駅茶屋はありませんので、それはご理解いただきたいということが一つ。この科目の中のその他雑入の科目にはありますけども、今回のその他雑入については、先ほど言いましたようにスポーツセンターのトレーニング機器ですか、あれに対する補助金のことだけを説明したということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 3点目で2款、1項、8目ですね、17ページのふるさとおもいやり寄付推進事業の全体の部分でいくと寄付額2,700万円に対して歳出が1,593万ということで、59%ということで、ご指摘というか、50%を目指しているんじゃないかということも含めてですねございました。実はですね、今回、河端議員のご質問にもお答えしましたけども、送料の部分を町が予算化をしてもつことになりました。それで12月以降ですね、特に重たいイモ、タマの送料が、何て言うんですかね、ゆうパックというかアイスというかですね、冷蔵の部分で実態とすると製品代に近い額を町が払うというようなことになりまして、返礼品が30%以下なんですけど、実は送料は二千何百円、10kg二千何百円とかってことになりまして、そういった意味では50を超えてきているというのが実態として出てきたということでございます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 26ページでございます。商工振興費の商工振興対策事業の中のまず商店街協同組合補助金14万円の減額に関しましてですけども、これにつきましては今、話を聞いているところによりますと、来年度に解散をしたいというお話で、今年度につきましては、協同組合の方から補助金については辞退したいということで14万円の減額をさせていただいております。高度化資金の返済の関係につきましては、ちょっと私どもでは把握してございませんので、申し訳ございませんけども、協同組合の実態としては今そういうようなことでございます。高度化資金についても来年の3月いっぱいまで全て終わるといふことで、それに伴って解散ということでございます。申し訳ございません。

それから2点目の店舗出店等の支援事業に関しまして、平成27年とそれから30年、今年やったところが同じでないかと。同じ会社というか同じ人でないかというようなご質問でございますけども、27年につきましては、焼肉たんちょうさんというところでございます。山田産業さんが申請者ということでございまして、山田一男さんですね、山田一男さん個人での申請ということでございます。それで今回につきましては山田葬儀社の申請ということで、基本的には別々というような捉えの中で担当課としては考えて申請等

を受けたということでございます。基本的には全く同じ方であれば要綱的には対象にならないということでございますけども、今回については別々ということでございます。捉えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま29ページのスクールバスの修繕費のことでお尋ねがありました。この修繕費については1台なのか、それとも複数台なのかということと老朽化していないかということでございますけども、修繕につきましては1台といいますか、スクールバス4台あります。その4台含めての補正額となっております。それは車検整備も合わせて実施しますので、その時にわかる部分ということと、あと運行している間に不具合が出てきてということでございます。あと老朽化の問題につきましては、一番古いスクールバスにつきましては、平成6年車、続いて平成9年車、それと平成10年車、それと平成12年車の4台でございますけども、いずれにいたしましても、一番古くて25年を経過しているという経過もございますので、今後、更新につきましてはね、検討してまいりたいと思っていますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第2号の質疑を許します。議案書39ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第3号の質疑を許します。議案書48ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。議案書52ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号の質疑を許します。議案書59ページです。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。この下水道の関係で1点だけちょっとお聞きしたいと思います。ページ数でいけば63ページになります。63ページの個別排水処理の関係で、これはいい話だなとは思っては聞いていたんですが、いわゆる工事費の20%が減額になることによって、300万超える減額という、その要因が工事費の20%減額というお話があったんですが、この減額の関係でいけば、ちょっと思ったんですが、この工事をやるのは、さまざまな何社かの業者さんがありますけれども、この20%減額になる、その基準、これはどの業者がやっても従来から見たら20%減額になるような施工基準のようなものが出来上がったのかどうか。例えば、この業者さんでやれば20%減額になる

けれども、違う人がやれば従来どおりだとか、そういうばらつきがある話なのか、基準、統一したやり方というのが確立しちゃったというふうに捉えていいのか、その辺の確認をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 63ページ、2款、1項、2目の個別排水処理施設整備事業の工事請負費の減額の関係のご質問です。私の説明の時に施工方法の減額などという言い方をしましたけども、施工基数も一基減っています。ですから300万円全部が20%減でないということをまず一つご説明します。それでその20%減額の見直しの内容につきましては、当初はピット構造ということで浄化槽の上に空間を作って上に鉄蓋をひくというような形のものをセラブ構造という形で浄化槽を地面まで持ち上げて、その周りを15cmのコンクリートで敷き詰めると。これはいずれの工法もメーカーが推奨している方法で、あとは施工側がどちらを選択するかという問題になっております。ピット構造というのは比較的上にかさ上げする工法が絡むということで、かなり費用がかかると。そしてその後の維持費についても上の鉄蓋が何らかの重さで変形したら替えていくと。錆びもあったりして替えていくという維持費がかかるということで、建設費だけではなくて、後の維持費にもだいぶ効になるということの見直しです。ただ、これは先ほど言いましたように、どちらを選択するかという選択の考え方がありますので、これから下水道会計が平成35年度に向かって法的化といいますかね、公営企業化に向けて効率的な経営に向いていかなきゃならないという事情もあった中での一つの見直しということでございます。

それから工事費の中身については、これはうちの方の設計の積算の中での数字の中でそれぐらいの圧縮ができると。これは今年度入札かけたら、だいたい同じような状況がみえたものですから、業者さんがみている単価表といいますかね、それは当然こちらが積算しているものと同じようなものを使っているはずですので、結果としては同じような状況が出ると。ですから業者間であまり差ができるということは、ちょっと考えられないと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。議案書66ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって議案第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の採決をいたします。

討論のなかった案件について、一括採決をいたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎平成31年度予算案の提案にあたって

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第16、町長から平成31年度予算案の提案にあたっての説明をいただきます。

町長。

○町長（菊池一春君） 平成31年第1回定例町議会が開会され、平成31年度予算案を提案するにあたりまして、その基本的な考え方を申し上げまして、皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

議員の皆さまには、既にご承知のとおり、今年度は統一地方選挙の年にあたり、4月7日には北海道知事、北海道議会議員選挙、4月21日には町長、町議会議員選挙が行われることになっておりますことから、新規施策や主要施策につきましては、改選後に示されるべきものと考えているところでございます。

私は、平成19年5月から町長に就任して以来、「みんなで創る訓子府の元気」を基本理念におき、1期目では、9つの緊急提言を掲げ、財政健全化やまちづくりへの住民参画の仕組みづくりなどを中心に、自立したまちづくりを進め、2期目の平成23年からは、「町民にやさしいまちづくり」を目指し、大きく7つの約束を掲げ、子ども子育て政策、高齢者の足の確保対策などに積極的に取り組んだところであります。

そして3期目の今期は、「くんねっふの元気づくり」の歩みを止めることなく、「すべての町民にやさしい町づくり」を目指し、町議会の皆さま、町民の皆さまのご理解とご協力を賜り、こども園の開設、スポーツセンターの建て替えをはじめ、各種施策を展開し、また、第6次訓子府町総合計画を町民の皆さまとともに策定し、『「ちょっといいいね！」がたくさんあるまちくんねっふ』の実現に向けて取り組んでまいりました。

先ほども申し上げましたが、新年度の当初予算は、政策色を抑えた、いわゆる骨格予算ではありますが、町民の生活や生産活動を停滞させることのないよう、継続事業を中心に、第6次訓子府町総合計画の実現に向けた施策を予算に反映させていただいておりますので

ご理解をいただきたいと存じます。

その主なものといたしまして、一般会計では、全8地区の事業が展開される第4期農地整備事業、防災力の強化を図るための、公共施設等公衆無線LAN環境整備事業、備蓄資材として発電機購入、幸栄団地整備の継続、高齢者ハイヤー利用サービス事業および路線バス高齢者利用支援事業の継続、新スポーツセンターの開設・運営、外構工事、小中学校の教育用パソコン、教職員用パソコンの更新、児童センター「ゆめゆめ館」の特別支援員1名の増強、産婦一般健康診査、産後ケア事業の創設、新生児聴覚検査費助成事業、子ども医療費助成の継続、まちづくり町民参加推進関連予算などを盛り込んでいます。

また、特別会計および企業会計につきましては、各会計の趣旨を考慮しながら年間予算を計上させていただきました。

町政の総体的な執行方針につきましては、第2回定例町議会において、示されることになると思いますが、当初予算案につきましては、行政の責務であります継続性や地域住民の増進に十分な配慮をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、この4年間、町議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまから寄せられたご厚情に対しまして深く感謝申し上げます、平成31年度予算案の提案にあたっての基本的な考えとさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、説明を終了いたします。

◎議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第17、議案第13号、日程第18、議案第15号、日程第19、議案第16号、日程第20、議案第17号、日程第21、議案第18号、日程第22、議案第19号、日程第23、議案第10号、日程第24、議案第11号、日程第25、議案第12号は、関連する議案なので一括議題といたします。

まず、予算関連議案から提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第13号 町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書71ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の71ページをご覧ください。

議案第13号 町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、下の説明にありますように、旅費の日当の額の引き上げ等に伴い、関係条例の一部改正をしようとするものでございます。

72ページ、73ページに改正文が載っておりますが、74ページ以降の新旧対照表により説明いたします。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、それぞれ下線部分が今回の改正する箇所となっております。

第1条では、目的を規定しており、第1項中、条例制定の根拠規定を地方公務員法第24条第6項としておりましたが、地方自治法第204条第3項の方が適当であることから

改め、第2条では、用語の意義を規定しておりますが、第2項については、過去に職員の職務によって旅費の支給額に差があり、その関連で用語の意義を規定しておりましたが、現在は、職務に関係なく支給額を統一支給しておりますので本項を削るものでございます。

第3条では、旅費の支給について、第4条では、旅行命令等について、それぞれ規定しておりますが、第3条第1項では、必要な文言を追加し、第4条第3項では、用語の改正と表記の改正を。

第6条では、普通旅費の種類を規定しておりますが、第7項の宿泊料について、近年、外国人旅行者の増加などを背景に宿泊料が高騰している実態にあり、定額だけで賄えない実情にあることから、定額を超える場合は実費額で支給できるよう改正するものでございます。

次の75ページをご覧ください。

第14条では、鉄道賃を規定しておりますが、現在、旅客運賃に等級区分がありませんので、改正するもので、これに伴い号の繰り上げ等の整理を行うものでございます。

第17条では、車賃を規定しております。町内非支給として運用しておりますが、運用の根拠となる支給範囲を明確にするため、改正するとともに、字句の表記を改めるものです。

第20条では、宿泊料について規定しておりますが、前のページの第6条第7項の規定を受け、実費額を支給できる旨のただし書きを加え、第26条では、字句の訂正と必要な文言の追加を。

次に76ページをご覧ください。

まず、条例第19条で規定の日当の額が別表第1に規定されておりますが、この額を改めるものです。

日当は、半額が昼食費を含む諸雑費、残りの半額は目的地である地域内を巡回する場合の交通費を賄う経費で構成されておりますが、本町の日当は1日につき、北海道外が2,000円、北海道内が1,000円となっております。

特に北海道内の1,000円については、この額では、昼食代等の諸雑費と目的地内での諸経費を賄うことができず、職員個人の負担が生じているケースも増えているのが実態です。

北見、網走地域の各自治体の状況調査を行ったところ、2,500円が2自治体、2,400円が3自治体、2,300円が1自治体、2,200円が2自治体、2,000円が1自治体で、平均額は約2,322円となっております。こうした状況も踏まえ、今回、道内外一律2,200円に改正しようとするものであります。

ちなみに、この額は、国の3級職以上、北海道の一般職の額と同額となっております。

備考の3をご覧ください。

現行では、北見市と置戸町の区域に旅行した場合の日当は支給しないこととしておりますが、町内の旅行については非支給とすることを明確にし、また、北見市が合併する以前は、北見市、留辺蘂町、端野町、置戸町への旅行は非支給とし、常呂町については支給しておりましたので、今回の改正にあわせまして、現在の北見市の区域から常呂自治区を除くことに改正するものでございます。

備考の4でございますが、先ほども日当の構成を説明いたしましたが、公用車で旅行し

た場合、目的地での巡回に要する経費は発生しませんので、日当の額を2分の1にするものでございます。

その下の別表第2をご覧ください。

この表は、条例第22条第1項第1号の規定により、扶養親族を伴って赴任した場合の移転料の額であります。

移転料は、赴任に伴う住所の移転が行われた場合に支給されますが、現行では職務の区分が3級以下と4級以上とに分かれておりますが、他の旅費については、職務を区分せず、一律の旅費となっておりますので、今回の改正に合わせて改めることとし、金額は、現行3級以下の職務にあたる者と同額としております。

次に、77ページから78ページにかけては、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正案の新旧対照表となっております。

第2条の別表1を別表に改正するのは、この後説明しますが、別表2を削ることにより表が一つとなりますので改めるものです。

第5条は、旅費について規定しておりますが、現行では別表2で車賃・日当及び宿泊料、78ページになりますが、移転料の額を定めております。

車賃・日当及び宿泊料について、一般職の職員と同じ内容を定めておりますし、移転料については、一般職の職員を上回る額を定めておりますが、旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例によることとしておりますので、同様に移転料も一般職の職員と統一するため改正するものであります。

次の79ページは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案の新旧対照表となっております。

第4条は、費用弁償について規定しております。

第1項の規定文の改正は、本会議招集もしくは委員会に出席したときのことが規定されておりますが、車賃等の旅費が発生しませんので、規定内容を改正するものです。

第2項は、町長等の旅費を一般職の職員の例によることとしたことから、同様に規定文を改め、別表を削るものであります。

第4項では、前2項に定めるもののほかは、一般職の職員の例によることが規定されておりますが、改正後の第2項で同じ内容が規定されておりますので削るものでございます。

前の73ページの本文に戻っていただきたいと思っております。

一番下の附則の第1項では、本年4月1日から施行することを、第2項では、施行にあたっての経過措置を、そして第3項では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、これはこの条例の目的を第1条で規定しておりますが、条例制定の根拠となる地方公務員法が改正され、同法の条項にずれが生じ、根拠規定となる条項を同法第24条第6項から第5項に改めるため、改正文を規定しております。

以上、議案第13号 町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第15号 訓子府町まちづくり町民参加条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書82ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案第15号の提案説明をさせていただきます。議案書82ページをお開きください。

議案第15号 訓子府町まちづくり町民参加条例の制定について。

訓子府町まちづくり町民参加条例を次のとおり制定しようとするものであります。

本条例の制定にあたりましては、この12年の間にさまざまな町民組織での議論、先進自治体に学び、議会からのご意見もいただく中、多くの検証、検討を重ねてまいりました。

また、国では新たな地方自治体のあるべき姿の検討に着手され、本町においても将来にわたり人口減少などによる課題が予測されるところであります。

そういった中、従来から実践してきた町民参加を含めたルールを明文化し、地方自治の本旨でもある町民が主体のまちづくりをさらに進め、本町が自立性と自主性をもって、国の干渉を受けることなく町民自らの判断と責任のもと地域の実情に沿ったまちづくりを目指していくための一つの方策として本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、記以下の説明をさせていただきますので議案書83ページ、84ページをご覧ください。

訓子府町まちづくり町民参加条例。

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 町民参加手続（第6条―第8条）

第3章 町民からの提案、要望等（第9条）

第4章 町民活動（第10条・第11条）

第5章 住民投票（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町民主体のまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの町民参加を推進することを目的とします。

（用語の意味）

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

第1号 「町民」とは、町内に住所を有する人、町内で働く人又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。

第2号 「町長等」とは、町長、教育委員会その他の執行機関をいいます。

第3号 「町の仕事」とは、町民の福祉の増進を図るために町長等が行う仕事をいいます。

第4号 「町民参加手続」とは、町の仕事に町民の意見を反映させるため、企画立案から決定に至るまでの過程において、町民が参加できる機会を設けることをいいます。

第5号 「町民活動」とは、地域において町民が主体的に行う公益性のある活動をいいます。

（町民の権利）

第3条 町民は、まちづくりに参加する権利を有します。

第2項 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

(町民の役割)

第4条 町民は、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。

第2項 町民は、町政に関する認識を深め、関心を持つよう努めます。

(町長等の責務)

第5条 町長等は、まちづくりにおける町民参加の機会を充実させることにより町民の意見を把握し、これを町政の運営に反映するよう努めます。

第2項 町長等は、町政に関する情報を積極的に提供するとともに、分かりやすく説明します。

第2章 町民参加手続

(町民参加手続の実施)

第6条 町長等は、次に掲げる町の仕事をしようとするときは、規則で定める方法により町民参加手続を行います。

第1号 町の基本構想及び基本計画、並びに町政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止

第2号 町政に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除きます。）の制定又は改廃

第3号 町民の公共の用に供される施設の設置に係る計画の策定又は変更。ただし、別に規則で定める場合を除きます。

第4号 その他町民の関心が高いこと、町民生活に大きな影響があることなどの事情により町民参加手続を行う必要があると認められる町の仕事

第2項 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、町民参加手続を行うことを要しません。この場合、町長等は、町民参加手続を行うことができなかった町の仕事について次の事項を公表します。

第1号 町民参加手続を行うことができなかった町の仕事の内容及びその理由

第2号 その内容に町長等が下した決定の内容及びその理由

(町民参加手続により提出された意見等の取扱い)

第7条 町長等は、町民参加手続によって提出された意見等については、町の仕事に反映できないかを総合的に検討します。

第2項 町長等は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表します。ただし、訓子府町情報公開条例（平成15年条例第34号）の定めによる不開示情報が含まれるときは、この限りではありません。

第1号 提出された意見の内容

第2号 提出された意見の検討経過

第3号 提出された意見の検討結果

第4号 検討結果の理由

(法令又は他の条例との関係)

第8条 第6条の規定により町民参加手続を行う場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反する事項については、同条の規定を適用しません。

第3章 町民からの提案、要望等

(町民参加手続を経ない町民からの提案、要望等)

第9条 町民は、町民参加手続を経ずに町長等に提案、要望等を提出することができます。

第2項 前項の規定により提案、要望等を提出する町民は、原則として住所、氏名を明らかにしなければなりません。

第3項 町長等は、前2項の規定により提出された、町民からの提案、要望等について、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合うものについては、第7条の規定に準じて検討し、その結果を公表するように努めます。

第4章 町民活動

(町民活動への参加)

第10条 町民は、地域の活性化や課題解決につながる町民活動に積極的に参加するよう努めます。

(町民活動への支援)

第11条 町長等は、町民活動を推進するため、活発に行われる環境づくりや情報の提供、活動への協力など必要な支援を行います。

第5章 住民投票

(住民投票)

第12条 町長は、まちづくりに関する重要な事項について、町民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

第2項 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

附則 この条例は公布の日から施行します。

以上、議案第15号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第16号 訓子府町まちづくり推進会議条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書85ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案第16号の提案説明をさせていただきます。議案書の85ページをお開きください。

議案第16号 訓子府町まちづくり推進会議条例の制定について。

訓子府町まちづくり推進会議条例を次のとおり制定しようとするものであります。

従来のまちづくり推進会議につきましては、住民参画ビジョン検討会議から「町長の政策意思決定段階での意見や提言を述べる常設組織の設置」の提言を受け、平成25年5月に要綱に基づき町内会、実践会から推薦いただいた方などにより組織し、21回の会議で議論を重ねてまいりました。

今回提案させていただいている、新しいまちづくり推進会議につきましては、町民が主体的にまちづくりに参加できるよう町長からの求めに応じる案件のほか、会議自らが発議した案件についても「町民が主体となって議論し、会議が町長に提言する」ことを目的に常設組織として設置するため本条例を制定するものでございます。

それでは、記以下の説明をさせていただきますので議案書86ページをご覧くださいと思います。

訓子府町まちづくり推進会議条例

(目的及び設置)

第1条 町長は、町民が主体的にまちづくりに参加できるよう、町民の意見をまちづくりに反映させることを目的に、訓子府町まちづくり推進会議（以下「会議」といいます。）を設置します。

(協議事項)

第2条 会議は、町長の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果について町長に意見を述べることができます。

第1号 訓子府町まちづくり町民参加条例（平成31年条例第●号）第6条第1項に規定する町の仕事のうち、町長が特に必要と認めるもの

第2号 訓子府町まちづくり町民参加条例第9条第1項に規定する町民からの提案、要望等のうち、町長が特に必要と認めるもの

第3号 その他町長が特に必要と認めるもの

第2項 会議は、前項に規定する事項のほか、必要と認める事項について協議し、その結果について町長に意見を述べることができます。

(組織)

第3条 会議は、委員24人以内で組織します。

第2項 委員は、次の各号に掲げる者から町長が委嘱します。

第1号 町の区域内の公共的団体に所属する者

第2号 有識者

第3号 公募による者

第3項 会議には、専門部会を設置することができます。

(特別委員)

第4条 町長は、特別な事項を協議するために必要と認めるときは、会議に特別委員を置くことができます。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とします。

第2項 委員は、再任することができます。

第3項 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置きます。

第2項 会長及び副会長は、委員の互選により選出します。

第3項 会長は、会議を代表し、会議の議長となります。

第4項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理します。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集します。

第2項 会議は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。

第3項 会議は、原則年3回開催するほか、随時開催できるものとします。

第4項 会議は、正当な理由がある場合を除き公開します。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財政課において処理します。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

第1項 この条例は、公布の日から施行します。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2項 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を次のように改正します。

次のページ、87ページになります。

別表1中「廃棄物減量等推進審議会委員」の項の次に次の項を加えます。

まちづくり推進会議委員、日額7,000円、議員の旅費相当額。

以上、議案第16号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願ひいたします。

散会 午後 3時53分